

鉄道車両産業取引適正化ガイドライン

令和5年12月 策定

令和8年 1月 最終改訂

国土交通省鉄道局
技術企画課

目次

はじめに

1. ガイドラインの対象となる産業の範囲	5
1-1 範囲	5
1-2 鉄道車両産業の構造と取引関係	5
2. ガイドラインの対象となる取引	6
2-1 取適法の適用範囲及び構成	7
2-2 適用逃れの防止（みなし適用規定：取適法第2条第10項）	9
2-3 取適法で定める製造委託等取引（取引態様の要件）（取適法第2条第6項）	11
2-3-1 製造委託（取適法第2条第1項）	11
2-3-2 修理委託（取適法第2条第2項）	12
2-3-3 情報成果物作成委託（取適法第2条第3項）	13
2-3-4 役務提供委託（取適法第2条第4項）	15
2-3-5 特定運送委託（取適法第2条第5項）	15
3. 委託事業者の行うべき4つの義務	17
3-1 支払期日を定める義務（取適法第3条）	17
3-2 発注内容等の明示義務（取適法第4条）	18
3-3 遅延利息の支払義務（取適法第6条）	21
3-4 書類等の作成・保存義務（取適法第7条）	21
4. 委託事業者の禁止行為	24
4-1 受領拒否の禁止（取適法第5条第1項第1号）	25
4-2 代金の支払遅延の禁止（取適法第5条第1項第2号）	26
4-3 代金の減額の禁止（取適法第5条第1項第3号）	30
4-4 返品 of 禁止（取適法第5条第1項第4号）	32
4-5 買ったたきの禁止（取適法第5条第1項第5号）	34
4-6 購入・利用強制の禁止（取適法第5条第1項第6号）	36
4-7 報復措置の禁止（取適法第5条第1項第7号）	37
4-8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法第5条第2項第1号）	37
4-9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（取適法第5条第2項第2号）	39
4-10 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（取適法第5条第2項第3号）	41
4-11 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第4号）	44
5. 立入検査・改善勧告・罰則等	47
5-1 措置請求（取適法第9条）	48
5-2 改善勧告（取適法第10条）	48
5-3 報告・立入検査（取適法第12条）	49
5-4 罰則（取適法第14条～第16条）	49
6. 取適法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について	50

6－1 独占禁止法の優越的地位の濫用	50
6－2 優越的地位	50
6－3 濫用行為	50
6－4 優越的地位の濫用行為に対する措置	52
7. 取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について	54
8. その他受託取引において留意すべき事項について	54
9. 鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との取引	55
10. 望ましい取引慣行	55
10－1 各業種の取引適正化ガイドライン	55
11. ガイドラインの周知等	56
12. 参考資料	57
12－1 取適法についての問い合わせ窓口	57
12－2 「取引かけこみ寺」	57
12－3 参照条文	62

はじめに

受託中小企業は、我が国産業の広範な分野における社会的分業の担い手として、様々な製品やサービスの重要な部分を提供するなど、我が国経済の発展と国際競争力の向上に極めて重要な役割を果たしています。しかし、受託中小企業を取り巻く環境は近年大きく変化し、多くの局面では厳しさを増しています。変化の中にあつて、受託中小企業が持続的な発展を遂げるためには、受託中小企業自らが、まず、自らを取り巻く環境変化や、直面する経営課題を的確に把握し、体質改善、経営基盤の強化を進めるとともに、生産性を高め、技術力・サービス力の向上に努めることが不可欠であり、このための一層の自助努力が重要です。

中小受託事業者の事業活動は、委託事業者の取引方針、発注の在り方に大きな影響を受けるものであり、まず何よりも、委託事業者と中小受託事業者の取引の公正と、これを通じた中小受託事業者の価値向上への意欲の確保と適正な利益の確保が図られなければなりません。その上で、委託事業者と中小受託事業者の相互理解と信頼によって、双方が適正な利益を得て、サプライチェーンの深い層の受託中小企業を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上を目指すことができるような、共存共栄・互恵的な取引関係の構築を促す必要があります。

このため、委託事業者は、直接の取引先の中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者も含めて、その提供する製品やサービス等の価値や潜在力を、長期的、かつ、広範な視野から捉え、共存共栄を図っていくべきです。更に、需要者（顧客）も含めたサプライチェーン全体での適正取引が実現するよう、直接の取引関係にある委託事業者と中小受託事業者のみならず、さらにその先の中小受託事業者等を含めた、複数の取引段階にある事業者間で協力した取組が望まれます。

中小受託事業者は、自らが提供する付加価値について正当な評価を受け、適正な利益を得るために、委託事業者に対し、発注内容・契約条件の明確化、発注・対価の決定方法の改善を求めて、協議・交渉を申し入れるなど、法の適用対象が広いことも有効活用し、個別の取引において本基準の内容・考え方を積極的に活用することが望まれます。

このため、鉄道車両業界においても、受託中小企業振興法、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律及び関連諸規定の厳正な遵守が求められます。受託中小企業振興法は、中小受託事業者の自立を支援するための環境整備を行うことを目的とし、国は、委託事業者と中小受託事業者が望ましい取引を行うための指針として「振興基準」を定めています。鉄道車両業界において、この「振興基準」を十分尊重することが求められます。また、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律は、委託事業者と中小受託事業者の適正な取引の実現と中小受託事業者の利益を保護することを目的としています。委託事業者と中小受託事業者の適正な取引を推進するため、

国土交通省では、令和５年度に「鉄道車両産業取引適正化ガイドライン」を策定し、令和７年の法律改正を踏まえて本ガイドラインの改訂を行いました。本ガイドラインが委託事業者と中小受託事業者の適正な取引の推進の一助となることを願います。

1. ガイドラインの対象となる産業の範囲

1-1 範囲

今回作成する「鉄道車両産業取引適正化ガイドライン」は、鉄道車両製造事業者等が行う取引を対象とする。

また、鉄道車両製造事業者等による鉄道事業者との取引及び鉄道車両製造事業者等による鋼材等の原材料製造事業者からの調達等に係る取引も含まれる。

1-2 鉄道車両産業の構造と取引関係

鉄道車両産業の主要製品は、主電動機、制御装置、集電装置、信号保安装置等の電気部分、車体、台車、ブレーキ装置、動力伝達装置等の機械部分、及び各種内装品で構成され、さらに鉄鋼、ステンレス、アルミ、銅、プラスチック、繊維等の各種素材が用いられている。

このように鉄道車両産業は幅広い産業を基盤として成立しており、大きく鉄道車両製造業、鉄道車両部品製造業及び鉄道車両整備・修理業に分かれており、このガイドラインでは、これらの事業者を総称して「鉄道車両製造事業者等」と定義する。

このうち鉄道車両製造業では、新車発注時に本体契約と契約先が異なる鉄道車両製造事業者等へ、車両の構成部品の一部を鉄道事業者から直接発注され（以下、「支給品」という）、鉄道車両製造事業者等において支給品を組立て納品（納車）する契約形態と、鉄道車両製造事業者等へ一括で発注する機電一括の契約形態がある。

また、鉄道車両整備・修理業については、鉄道事業者から委託されて主電動機などの主要な装置（部品）の整備・点検のほか、車両の大規模リニューアル工事などを行っている。

2. ガイドラインの対象となる取引

取引の公正化や中小受託事業者の利益保護、取引関係の改善を通じた中小受託事業者の振興を目的とした法規としては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（昭和 31 年法律第 120 号。以下「取適法」という。）及び「受託中小企業振興法」（昭和 45 年法律第 145 号。以下「振興法」という。）がある。

【各法令の概要】

（独占禁止法）

最も適用範囲が大きいのは、独占禁止法であり、公正かつ自由な競争の促進のため、私的独占、不当な取引制限（カルテル・談合）、不公正な取引（優越的地位濫用等）などを禁止し、事業者が事業活動を行う上での基本的ルールを定めている。

なお、独占禁止法は、事業者の規模を問わず、事業者が不公正な取引方法を用いることそれ自体を禁じており、資本金・出資金等により区分される委託事業者・中小受託事業者間の取引のみならず、全ての事業者間における取引に適用される。

（取適法）

製造委託等取引においては、一般的に中小受託事業者は委託事業者に対する取引依存度が高く、委託事業者からの不当な要求を受け入れざるを得ない場合がありうるが、独占禁止法によりそれを規制する場合には個別に濫用行為であることを認定する必要があり、相当期間を要するため問題解決の時期を逸する場合がある。そのような理由から受託取引では独占禁止法の運用のみでは対応が難しいことが社会的課題となり、製造委託等代金の減額等の優越的地位の濫用行為を除去及び未然防止し、中小受託事業者の利益を保護する観点から独占禁止法とは別の簡易な手続が必要であるとの考えから、昭和 31 年に下請代金法（現・取適法）が独占禁止法の補完法として制定された。独占禁止法の優越的地位の濫用は、優越的地位を「受注者の発注者に対する取引依存度」、「発注者の市場における地位」、「受注者にとっての取引先変更の可能性」、「その他発注者と取引することの必要性を示す具体的事実」から総合的に判断するのに対し、取適法は、受託取引の発注者（委託事業者）を資本金区分により「優越的地位にある」ものとして取り扱うことで、より迅速かつ効果的に規制している。

なお、取適法は、対象となる委託事業者の義務として、後述のとおり、発注内容等の明示等の 4 つの義務及び買いたたきの禁止等の 11 の禁止行為を規定している。

また、中小企業庁及び公正取引委員会による書面調査、立入検査を行い、違反を発見した場合は改善指導を行い、悪質な場合は公正取引委員会による勧告及び企業

名公表を行うこととしている。

（振興法）

受託中小企業振興法は、委託事業者の協力のもとに、中小受託事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に活用することができるよう体質を根本的に改善し、独立性のある企業に育つことを目的としている。そのため、同じく中小受託事業者を対象にした取適法が指導・規制法規であるのに対し、受託中小企業振興法は受託中小企業の支援法としての性格を有する法律である。

なお、受託中小企業の振興を図るため、中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準として受託中小企業振興法第3条の規定に基づき、振興基準が定められている。

次項以降においては、指導・規制法規である取適法の規定及び独占禁止法の規定を参考に述べることとする。

2-1 取適法の適用範囲及び構成

取適法適用対象となる取引（以下「受託取引」という。）は、「資本金基準又は従業員基準」及び「取引内容」のいずれも満たす取引である。

受託取引を正確に特定することが取適法遵守の原点であり、適正な管理・フォローが極めて重要となる。

委託事業者（発注者）、中小受託事業者（受注者）のそれぞれにつき、資本金及び従業員数の基準が定められており、該当する委託事業者を「優越的地位にあるもの」として取り扱う。具体的には、以下に示す基準に該当するか否かにより判断することになる。

なお、資本金基準と従業員基準は選択的な関係にあり、いずれかの基準を満たせば取適法の適用が認められる。

従業員基準における従業員とは、「常時使用する従業員」を指す。「常時使用する従業員」は、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定する。

1 目的（取適法第1条）

受託取引の公正化・中小受託事業者の利益保護

2 委託事業者、中小受託事業者の定義（取適法第2条第1項～第9項）

取適法の対象となる取引は事業者の資本金規模・従業員数と取引の内容で定義

- (1) 物品の製造・修理委託・特定運送委託及び政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託を行う場合

委託事業者	資本金3億円超	→	中小受託事業者	資本金3億円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超3億円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員300人超			常時使用する従業員300人以下(個人を含む)

- (2) 情報成果物作成委託・役務提供委託を行う場合 ((1)の情報成果物作成委託・役務提供委託を除く。)

委託事業者	資本金5千万円超	→	中小受託事業者	資本金5千万円以下(個人を含む)
	資本金1千万円超5千万円以下			資本金1千万円以下(個人を含む)
	常時使用する従業員100人超			常時使用する従業員100人以下(個人を含む)

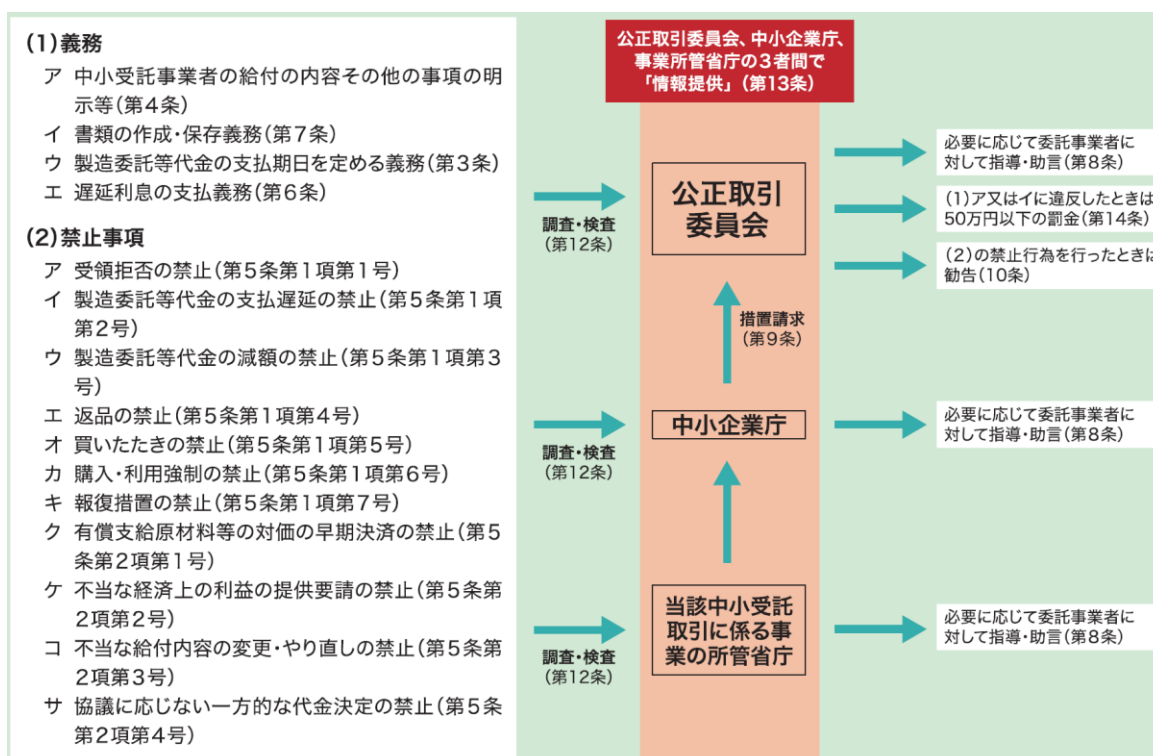
3 委託事業者の義務・禁止事項等

委託事業者の義務 (取適法第3条、第4条、第6条、第7条)

委託事業者の禁止事項 (取適法第5条第1項、第2項)

報告命令・立入検査 (取適法第12条)

勧告 (取適法第10条)



※取適法ガイドブックより引用

2-2 適用逃れの防止（みなし適用規定：取適法第2条第10項）

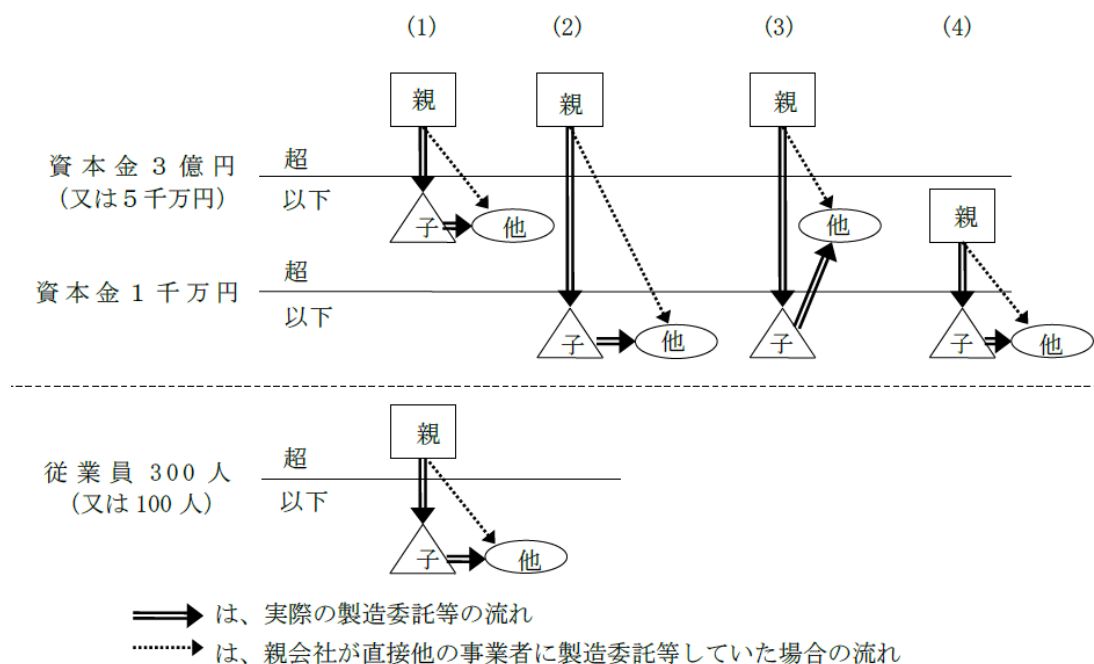
事業者（親会社）が直接他の事業者に出発をすれば本法の対象となる場合に、事業者がその子会社（みなし委託事業者）等に発注し、当該子会社等が請け負った業務を他の事業者に出発すること出、本法の規制を免れるというやうな脱法的行為をさせないための規定である。

本規定については、事業者（親会社）が直接他の事業者に出発委託等をすれば本法の適用を受ける関係等にあり（後記(ア)）、かつ、当該事業者（親会社）の子会社等が2つの要件（後記(イ)の①及び②）を充足した場合には、当該子会社等が委託事業者、当該他の事業者が中小受託事業者とそれぞれみなされ、当該取引には本法が適用されることとなる。

(ア) 前提条件

事業者（親会社）が直接他の事業者に出発委託等をすれば本法の適用を受ける場合であって、かつ、当該親会社の子会社等と当該他の事業者との取引が資本金基準又は従業員基準上、本法の適用を受けない場合において、当該親会社が当該子会社等を通じて他の事業者に出発すること。

具体的には、以下のような場合である。



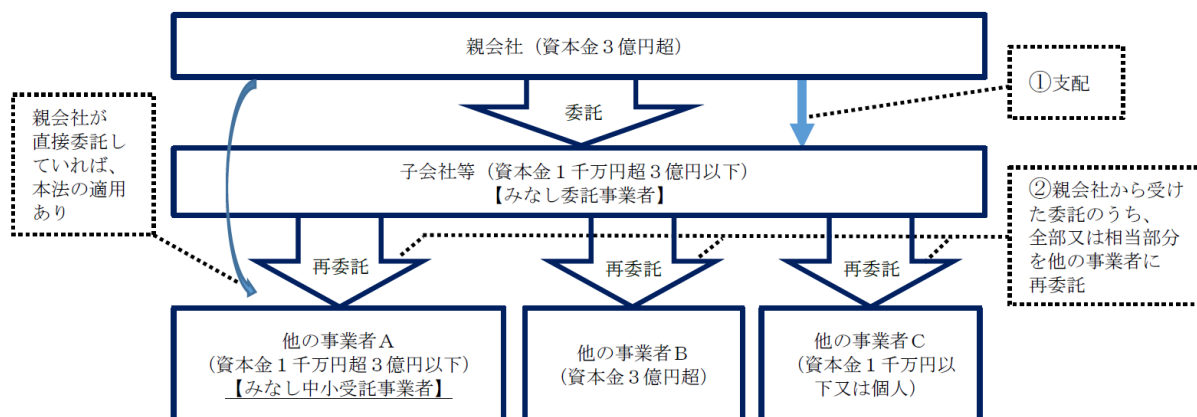
(イ) 子会社等の2つの要件

- ① 親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている場合（例えば、親会社の議決権が過半数の場合、常勤役員の過半数が親会社の関係者である場合又は実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合）。
- ② 親会社からの受託取引の全部又は相当部分について再委託する場合（例え

ば、親会社から受けた委託の額又は量の 50%以上を再委託（複数の他の事業者
に業務を委託している場合は、その総計）している場合）。

(ウ) 具体例（製造委託の場合の例）

<資本金基準との関係>

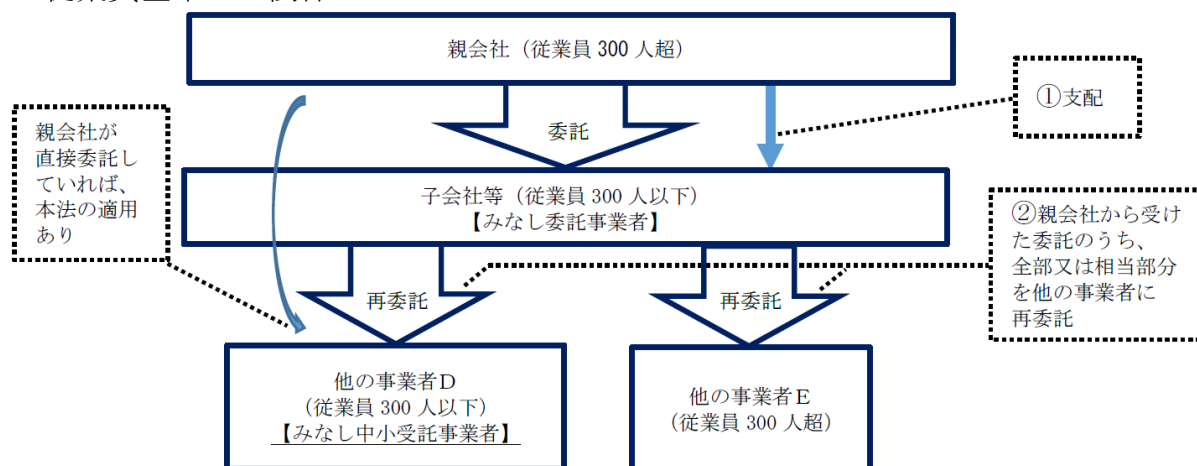


(注) 他の事業者 B（資本金 3 億円超）は、親会社（資本金 3 億円超）が直接委託して
も、従業員基準を満たさなければ、本法の適用はなく、他の事業者 C（資本金 1 千
万円以下又は個人）は、子会社等（資本金 1 千万円超 3 億円以下）との間で元々本
法の適用を受ける事業者である。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者 A との取引は、子会社等は委託
事業者と、他の事業者 A は中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受
ける。

なお、他の事業者 B は、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても
本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引は本法の適用はない。
また、他の事業者 C は、子会社等との取引が本法の適用を受ける。

<従業員基準との関係>



(注) 他の事業者E（従業員 300 人超）は、親会社（従業員 300 人超）が直接委託しても本法の適用はない。

上記の具体例において、子会社等と他の事業者Dとの取引は、子会社等は委託事業者と、他の事業者Dは中小受託事業者とそれぞれみなされ、本法の適用を受ける。

なお、他の事業者Eは、再委託先ではあるものの親会社が直接委託していても本法の適用を受けるものではないため、子会社等との取引に本法の適用はない。

2－3 取適法で定める製造委託等取引（取引態様の要件）（取適法第2条第6項）

取適法の対象となる製造委託等取引は、「製造委託」（4 類型）、「修理委託」（2 類型）、「情報成果物作成委託」（3 類型）、「役務提供委託」（1 類型）、及び「特定運送委託」（4 類型）の 5 つの種別と 14 の類型を指す。

2－3－1 製造委託（取適法第2条第1項）

製造委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して物品等（物品、その半製品、部品、附属品、原材料及び専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具）の製造（加工を含む。）を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、物品等の規格・品質・性能・形状・デザイン・ブランドなどを指定して製造（加工を含む。）を依頼することをいう。そのため、規格品・標準品を購入することは、原則として「委託」に該当しないが、規格品・標準品であっても、その一部でも自社向けの加工等をさせる場合には該当する。

また、製造設備を持たない事業者であっても、物品等について仕様、内容等を指定して他の事業者に製造を依頼する場合には「委託」に該当する。例えば、商社、製造問屋と呼ばれる卸売業者、大規模小売業者（百貨店、スーパー、ホームセンター、専門量販店、ドラッグストア、コンビニエンスストア本部、通信販売業等）、フランチャイザー等が自社のプライベートブランド商品の製造を依頼することも該当する。なお、「委託」の内容を満たす限り、請負であるか売買であるかといった契約上の形態は問わない。

製造委託には次の 4 つの類型がある。

- ① 類型Ⅰ： 事業者が業として行う販売の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

- ・鉄道車両を販売する事業者が、その鉄道車両の部品の製造を他の事業者委託する場合。

- ② 類型Ⅱ：事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・鉄道車両の製造を請け負う事業者が、その鉄道車両の全部又は一部若しくは艀装品等の製造や、塗装、電気艀装、構内輸送等の作業を他の事業者委託する場合。なお、鉄道車両の製造に直接関係しない作業、例えば構内清掃作業、産業廃棄物処理作業等の付帯作業は製造委託に該当しない。

- ③ 類型Ⅲ：事業者が業として行う物品の修理に必要な部品又は原材料の製造を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・鉄道車両等の修理を行う事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者委託する場合。
- ・自社の工場で使用する機械等を自社で修理している事業者が、修理に必要な部品の製造を他の事業者委託する場合。

- ④ 類型Ⅳ：事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具の製造を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・自社の工場で使用するクレーンなどの設備や工具等を自社で製造している事業者が、その設備や工具等の製造を他の事業者委託する場合。

2－3－2 修理委託（取適法第2条第2項）

「修理」とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加え、元来の機能を回復させることをいう。

なお、製造委託と同様、「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指し、「物品」とは、有体物をいう。

修理委託には次の2つの類型がある。

- ① 類型Ⅰ：事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

- ・鉄道車両等の修理を請け負う事業者が、その修理作業を他の事業者に委託する場合。

- ② 類型Ⅱ：事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

- ・自社の工場で使用している機械等を自社で修理している事業者が、修理作業の一部を他の事業者に委託する場合。

2－3－3 情報成果物作成委託（取適法第2条第3項）

「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- ① プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

例：テレビゲームソフト、会計ソフト、家電製品の制御プログラム、顧客管理システム

- ② 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

例：テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーション

- ③ 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

例：設計図、ポスターのデザイン、商品・容器のデザイン、コンサルティングレポート、雑誌広告

なお、上記①から③以外で、これらに類する情報成果物については今後の技術進歩等に応じて機動的に対応できるよう政令で追加できる仕組みとなっているが、現在のところ追加されているものはない。

「提供」とは、事業者が、他者に対し情報成果物の販売、使用許諾を行うなどの方法により、当該情報成果物を他者の用に供することをいう。この提供には、情報成果物それ自体を単独で提供する場合のほか、物品等の附属品として提供される場合（例：家電製品の取扱説明書の内容、CDのライナーノーツ）、制御プログラムとして物品に内蔵される場合（例：家電製品の制御プログラム）、商品の形態、容器、包装等に使用するデザインや商品の設計等を商品に化体して提供する場合（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれる。

情報成果物作成委託における「委託」とは、事業者が他の事業者に対し、給付に係る仕様、内容等を指定して情報成果物の作成を依頼することをいう。

つまり、事業者が他の事業者に対し、ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの仕様、テーマ、コンセプト等を指定して作成を依頼することをいう。そのため、ソフトウェアメーカーが既に販売しているパッケージソフトを購入する場合は、原則として「委託」に該当しないが、その一部でも自社向けに仕様変更等をさせる場合は該当する。

「情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること」とは、情報成果物の作成のうち、①情報成果物それ自体の作成、②当該情報成果物を構成することとなる情報成果物の作成を、他の事業者委託することをいう。

なお、製造委託と同様、「業として」とは、事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、事業の遂行とみることができる場合を指す。

「業として行う提供」とは、反復継続的に社会通念上、事業の遂行とみることができる程度に行っている提供のことをいい、純粋に無償の提供であれば、これに当たらない。

「(業として行う) 提供の目的たる役務」とは、事業者が他者に提供する役務のことであり、事業者が自ら用いる役務は含まれない(自ら用いる役務について他の事業者委託することは、本法上の「役務提供委託」には該当しない。)。他の事業者が役務の提供を委託する場合に、その役務が他者に提供する役務の全部又は一部であるか、又は自ら用いる役務であるかは、取引当事者間の契約や取引慣行に基づき判断する。

情報成果物作成委託には、作成する目的により、次の3つの類型がある。

- ① 類型Ⅰ：事業者が業として行う提供の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・設計図面のライセンス供与を行っている場合に、その図面の作成を他の事業者委託する場合。
- ・運行管理支援システムの販売を行っている場合に、そのシステムの作成を他の事業者委託する場合。

- ② 類型Ⅱ：事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・鉄道車両等の設計事業者等で受託調査・研究を請け負っている場合には、その調査等の全部又は一部を他の事業者委託する場合。

- ③ 類型Ⅲ：事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者委託すること。

【対象取引例】

- ・設計部門等で通常自ら設計図面を作成・使用している場合に、その設計図面の作成を他の事業者へ委託する場合。

2－3－4 役務提供委託（取適法第2条第4項）

役務とは、運送、ビルメンテナンス、情報処理等、いわゆるサービス全般であるが、例えば、荷主から貨物運送の委託に併せて請け負った梱包作業を他の事業者へ再委託する場合は、当該梱包作業は他者（荷主）に提供する役務であるから、当該梱包作業の再委託は「役務提供委託」に該当し、本法の対象となる（自社で当該役務を提供する能力が無くとも対象となる。）。

一方、荷主から梱包作業は請け負っていないが、自らの運送作業に必要である梱包作業を他の事業者へ委託する場合は、当該梱包作業は他者に提供する役務ではなく、自ら用いる役務であるから、当該梱包作業の委託は「役務提供委託」に該当せず、本法の対象とはならない。

また、他者に提供する役務が、純粋に無償の場合であれば本法の対象とならないが、その役務が他者に販売する物品に付随して提供される場合（例：ソフトウェアメーカーが販売するソフトウェアに付随して提供するサポートサービス）には本法の対象となる。

なお、本法では、建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象とならない。

これは、建設工事の下請負については、建設業法において本法と類似の規定が置かれており、中小受託事業者の保護が別途図られているためである。

役務提供委託とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること。また、「提供の目的たる役務」とは、委託事業者が他者に提供する役務のことであり、委託事業者が自ら利用する役務は含まれない。

【対象取引例】

- ・鉄道車両の製造・修繕・改造工事の監督業務等の技術支援を行っている場合に、その役務を他の事業者へ委託する場合。
- ・製品を販売先に運送する作業を運送業者に委託する場合は、自ら利用する役務の委託に該当し、役務提供には該当しない。（ただし、製造工程中の構内輸送の場合は、上記製造委託に該当する。）

2－3－5 特定運送委託（取適法第2条第5項）

特定運送委託とは、事業者が販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することである。

特定運送委託には次の4つの類型がある。

①類型Ⅰ：事業者が業として行う販売の目的物たる物品の当該販売における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両を販売する事業者が、その鉄道車両の全部や部品等を取引先に対し引き渡す際に、それらの運送を他の事業者に委託する場合。

②類型Ⅱ：事業者が業として請け負う製造の目的物たる物品の当該製造における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両の部品等の製造を行う事業者が、鉄道車両の製造を行う事業者等から製造を請け負い完成させた部品等を引き渡す際に、その部品等の運送を他の事業者に委託する場合。

③類型Ⅲ：事業者が業として請け負う修理の目的物たる物品の当該修理における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両等の修理を行う事業者が、鉄道車両の製造を行う事業者等から修理を請け負い完了させた部品等を引き渡す際に、その部品の運送を他の事業者に委託する場合。

④類型Ⅳ：事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、又は化体された物品の当該作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

【対象取引例】

・鉄道車両等の設計を行う事業者が、鉄道車両の製造を行う事業者等から設計を請け負い完了させた図面等を引き渡す際に、その図面等の運送を他の事業者に委託する場合。

3. 委託事業者の行うべき4つの義務

受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には次の4つの義務が課せられている。

義務	概要
支払期日を定める義務	製造委託等代金の支払期日を給付の受領した日から起算して60日の期間内において定めること。
発注内容等の明示義務	発注の際は、発注内容等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること。
遅延利息の支払義務	支払が遅延した場合は遅延利息を支払うこと。
書類等の作成・保存義務	受託取引の内容を記載した書類等を作成し、2年間保存すること。

3-1 支払期日を定める義務（取適法第3条）

委託事業者は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して60日以内（受領日を算入する。）のできる限り短い期間内で、代金の支払期日を定める義務がある。

○この規定が設けられたねらい

受託取引の性格から、委託事業者が代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、中小受託事業者の利益を保護するためこの規定が設けられた。

○本法上の代金の支払期日

- (ア) 受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者から役務の提供を受けた日）から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- (イ) 支払期日を定めなかったときは、受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）
- (ウ) 受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して60日を超えて支払期日を定めたときは、受領日から起算して60日を経過した日の前日

3－2 発注内容等の明示義務（取適法第4条）

委託事業者は、中小受託事業者に対し、製造委託等をした場合は、直ちに、下記の具体的な明示事項を、書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

【具体的な明示事項】

- ① 委託事業者及び中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務が提供される期日又は期間）
- ⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける場所）
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をする場合は、その検査を完了する期日
- ⑦ 代金の額
- ⑧ 代金の支払期日
- ⑨ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払を受けることができることとする額（支払額に占める一括決済方式による割合でも可）及びその期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払う期日（決済日）
- ⑩ 代金の全部又は一部の支払につき電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額（支払額に占める電子記録債権による割合でも可）及び中小受託事業者が代金の支払を受けることができることとする期間の始期、電子記録債権の満期日
- ⑪ 原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法
- ⑫ 上記①～⑪の事項のうち、その内容が定められないことについて正当な理由があり記載しない事項（未定事項）がある場合は、当該未定事項の内容が定められない理由、当該未定事項の内容を定めることとなる予定期日

○ 一定期間共通である事項（共通事項）がある場合の4条明示の方法

4条明示は原則として発注の都度必要であるが、受託取引は継続的に行われるこ

とが多いため、明示事項のうち一定期間共通である事項（例：支払方法、検査期間等）がある場合には、あらかじめこれらの共通事項を書面の交付又は電磁的記録の電磁的方法による提供により明示することで、その期間内においては、当該事項を発注の都度4条明示することは不要となる（明示規則第1条第3項）。ただし、この場合には、発注の都度「代金の支払方法等については現行の『支払方法等について』によるものである」ことなどを4条明示して、発注の都度の4条明示と共通事項の明示との関連性を明らかにしなければならない。

また、共通事項の明示には、当該明示に係る書面又は電磁的記録に当該明示が有効である期間を明記する必要がある、新たな明示が行われるまでの間は有効とする場合には、新たな明示が行われるまでの間は有効である旨明記する必要がある。

なお、委託事業者においては、年に1回、社内の購買・外注担当者に対し、共通内容について周知徹底を図ることが望ましい。

○ 中小受託事業者の給付の内容

「中小受託事業者の給付の内容」とは、委託事業者が中小受託事業者に委託する行為が遂行された結果、中小受託事業者から提供されるべき物品等及び情報成果物（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者から提供されるべき役務）であり、その品目、品種、数量、規格、仕様等を4条明示する必要がある。4条明示をするに当たっては、中小受託事業者がその内容を見て理解でき、委託事業者の指示に即した給付の内容を作成又は提供できる程度の情報を明示することが必要である。

○ 「製造委託等代金」

「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に、中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合には役務の提供）に対し支払うべき代金である。製造委託等代金には、消費税・地方消費税も含まれる。

○ 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

主に、情報成果物の作成委託に係る作成過程を通じて、委託した情報成果物に関し、中小受託事業者の知的財産権が発生する場合がある。この場合において、委託事業者が、情報成果物を提供させるとともに、作成の目的たる使用の範囲（例：放送番組の作成委託における一次的放送権の許諾）を超えて、当該知的財産権を自らに譲渡・許諾させることを含んで発注する場合には、委託事業者は、4条明示すべき「中小受託事業者の給付の内容」の一部として、中小受託事業者が作成した情報成果物に係る知的財産権の譲渡・許諾の範囲を明確に記載する必要がある。

また、その場合には、中小受託事業者の給付の内容に知的財産権が含まれることとなるので、代金には、知的財産権の譲渡・許諾に係る対価を加える必要がある。

○ 運送の役務以外の役務を提供させる場合

運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させることに加えて、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることを含んで発注する場合がある。この場合、運送の役務以外の役務を無償で提供させることは不当な経済上の利益の提供要請として本法上問題となることがあるため、委託事業者は、本法違反を未然に防止する観点から、運送の役務以外の役務の内容及びその対価等の条件についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

○ 電磁的方法による明示

4条明示をするに当たり、明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。

① 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（電子メール等を送信する方法）

「電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」（電子メール等を送信する方法）とは、電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。中小受託事業者がインターネット上に開設しているブログやウェブページ等への書き込み等のように、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、第三者が特定の個人に情報を伝達することができる機能が提供されるものについては、「その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」には含まれない。

また、電子メール等を送信する方法は、中小受託事業者の使用に係る電子計算機の映像面に文字等が明確に表示されるものでなければならないが、中小受託事業者の使用に係る電子計算機により当該電子メール等が受信されるなど、中小受託事業者がその使用に係る電子計算機により4条明示の内容を確認し得る状態にする必要がある。

なお、電子メール等を送信する方法により4条明示をする場合には、明示された内容を中小受託事業者が一括で確認できるようにする等、中小受託事業者が明示された内容を分かりやすく認識できる方法によることが望ましい。また、中小受託事業者は、電子メール等を送信する方法により4条明示を受けた内容が、中小受託事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル等に記録されるものではないことから、トラブル防止の観点から、その内容を自らの電子計算機に備

えられたファイル等に記録し、保存することが望ましい。

② 電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法

例えば、委託事業者が明示事項を記録した電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付する方法がこれに該当する。

3-3 遅延利息の支払義務（取適法第6条）

委託事業者は、代金をその支払期日までに支払わなかったときは、中小受託事業者に対し、受領日から起算して60日を経過した日から実際に支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。

また、委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に年率14.6%を乗じた額の遅延利息を支払う義務がある。



3-4 書類等の作成・保存義務（取適法第7条）

委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第7条の書類等の作成及び保存に関する規則（記録規則）で定めるところにより、下記の「具体的な記録事項」について明確に記載し又は記録した書類又は電磁的記録を作成し、これを2年間保存しなければならない（当該書類又は電磁的記録を「7条記録」という。）。

【具体的な記録事項】

- ① 中小受託事業者の名称（番号、記号等による記載も可）

- ② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日
- ③ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）
- ④ 中小受託事業者の給付を受領する期日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受ける期日又は期間）
- ⑤ 中小受託事業者から受領した給付の内容及びその給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、その委託に係る役務の提供を受けた日又は期間）
- ⑥ 中小受託事業者の給付の内容（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、提供される役務の内容）について検査をした場合は、その検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦ 中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、その内容及びその理由
- ⑧ 代金の額（代金の額として算定方法を明示した場合には、その後定まった代金の額を記録しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった代金の額及び変更した理由を記録しなければならない。）
- ⑨ 代金の支払期日
- ⑩ 代金の額に変更があった場合は、増減額及びその理由
- ⑪ 代金の支払について金銭を使用した場合は、その支払額、支払日及び支払方法（口座振込による場合はその旨）
- ⑫ 代金の全部又は一部の支払につき、一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期、委託事業者が代金債権相当額又は代金債務相当額を金融機関へ支払った日並びにその他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑬ 代金の全部又は一部の支払につき、電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日並びにその他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑭ ⑫及び⑬の場合を除き、代金の支払について金銭以外の支払手段を使用した場合は、
 - ❶ 当該支払手段の種類、名称、価額その他当該支払手段に関する事項
 - ❷ 当該支払手段を使用した日
 - ❸ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その他その引換えに関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の代金の

残額

- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

4. 委託事業者の禁止行為

委託事業者には、次の項目の禁止事項が課せられる。

たとえ、中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識が無くても、これらの規定に触れるときは、取適法に違反することになるので、注意が必要である。

禁止事項	概要
受領拒否（第1項第1号）	注文した物品等又は情報成果物の受領を拒むこと。
代金の支払遅延（第1項第2号）	物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して60日以内に定められた支払期日までに代金を支払わないこと。 また、手形を交付することや、電子記録債権や一括決済方式等の金銭及び手形以外の支払手段について、支払期日までに代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること。
代金の減額（第1項第3号）	あらかじめ定めた代金を減額すること。
返品（第1項第4号）	受け取った物を返品すること。
買ったたき（第1項第5号）	類似品等の価格又は市価に比べて著しく低い代金を不当に定めること。
購入・利用強制（第1項第6号）	委託事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること。
報復措置（第1項第7号）	中小受託事業者が委託事業者の不公正な行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由としてその中小受託事業者に対して、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること。
有償支給原材料等の対価の早期決済（第2項第1号）	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る代金の支払期日より早い時期に相殺したり支払わせたりすること。
不当な経済上の利益の提供要請（第2項第2号）	中小受託事業者から金銭、労務の提供等をさせること。
不当な給付内容の変更及び不当なやり直し（第2項第3号）	費用を負担せずに注文内容を変更し、又は受領後にやり直しをさせること。

協議に応じない一方的な代金決定 (第2項第4号)	コスト上昇等が生じた場合に、委託事業者が中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定すること。
-----------------------------	---

4-1 受領拒否の禁止（取適法第5条第1項第1号）

委託事業者が中小受託事業者に対して委託した給付の目的物について、委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに受領を拒むと本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

委託事業者が中小受託事業者に対して委託するものは、委託事業者が指定する仕様等に基づいた特殊なものが多く、委託事業者に受領を拒否されると他社への転売が困難であり、中小受託事業者の利益が著しく損なわれるので、これを防止するためである。

○ 「受領を拒む」

「受領を拒む」とは、中小受託事業者の給付の全部又は一部を納期に受け取らないことであり、以下の行為も原則として含まれる。

- (ア) 発注を取り消すこと（契約の解除）により、中小受託事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと
- (イ) 納期を延期することにより、中小受託事業者の給付の全部又は一部を発注時に定められた納期に受け取らないこと

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒むことができるのは、以下の(ア)、(イ)の場合に限られる。

- (ア) 中小受託事業者の給付の内容が4条明示された委託内容と異なること等がある場合

※なお、次のような場合は、委託内容と異なること等があることを理由として受領を拒むことは認められない。

- ① 委託内容が4条明示されていなかったり、検査基準が明確でなかったりしたために、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合
- ② 発注後に、検査基準を恣意的に厳しくすることにより、委託内容と異なる

こと等があるとして、従来の検査基準で合格とされたものを不合格とする場合

- ③ 取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者がその内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合

(イ) 中小受託事業者の給付が、4条明示された納期までに行われなかったため、そのものが不要になった場合

※なお、次のような場合は、納期遅れを理由として受領を拒むことは認められない。

- ① 納期が4条明示されていない等のため、納期遅れであることが明らかでない場合
- ② 中小受託事業者の給付について委託事業者が原材料等を支給する場合において、委託事業者の原材料等の支給が発注時に取り決めた引渡日より遅れた場合
- ③ 納期が中小受託事業者の事情を考慮しないで一方的に決定されたものである場合

4-2 代金の支払遅延の禁止（取適法第5条第1項第2号）

委託事業者は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、受領日（中小受託事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日）から起算して60日以内に定めた支払期日までに代金を全額支払わないと本法違反となる。

また、代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、「なお支払わないこと」に該当し、本法違反となる。

なお、支払遅延が生じた場合、委託事業者は中小受託事業者に対し、受領後60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に年率14.6%を乗じて得た額を遅延利息として支払う義務がある。

○ この規定が設けられたねらい

支払期日までに、納入した物品等又は情報成果物（提供した役務）の代金の支払について、代金の満額に相当する現金を受領した状態となることが確保されなければ、中小受託事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど中小受託事業者の経営の安定

が損なわれるので、これを防止するためである。

○ 支払期日と支払遅延の関係

委託事業者は、受領日から 60 日以内（受領日を算入する。）で、かつ、できる限り短い期間内に支払期日を定めなければならない（支払期日を定める義務については 17 ページ参照）。

支払遅延となる行為は、その支払期日の定められ方によって以下の 3 つの場合に分けられる。

- (ア) 支払期日が受領日から 60 日以内に定められている場合は、その定められた支払期日までに代金を支払わないとき。
- (イ) 支払期日が受領日から 60 日を超えて定められている場合は、受領日から 60 日目までに代金を支払わないとき（この場合、本法に定める範囲を超えて支払期日が設定されており、それ自体が支払期日を定める義務に違反する。）。
- (ウ) 支払期日が定められていない場合は、その給付の受領日に代金を支払わないとき。

○ 受領日の考え方

支払期日の起算日となる受領日とは、以下の「給付の受領」があった日である。

製造委託又は修理委託における「給付の受領」とは、中小受託事業者の給付の目的物を検査の有無にかかわらず受け取り、自己の占有下に置くことである。委託事業者の検査員が中小受託事業者の工場へ出張し検査を行うような場合には、検査員が出張して検査を開始すれば受領となる。

情報成果物作成委託における「給付の受領」とは、給付の目的物として作成された情報成果物を記録した CD-ROM 等の電子媒体を受け取り、自己の占有下に置くことである。また、情報成果物を記録した媒体がない場合には、当該情報成果物を自己の支配下に置くことであり、例えば、当該情報成果物を電子メール等により委託事業者が受信して委託事業者が使用するハードディスクに記録されることや、中小受託事業者が委託事業者の事務所に常駐して情報成果物を作成し委託事業者のハードディスクに記録することなどである。

役務提供委託又は特定運送委託では受領という概念はなく、「支払期日」の起算日は、「中小受託事業者からその委託を受けた役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」である。

○ 月単位の締切制度

代金は、中小受託事業者の給付の受領後 60 日以内に支払わなければならないところ、継続的な取引において、毎月の特定期日に代金を支払うこととする月単位の締切制度を採用している場合がある。

例えば、「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度が考えられるが、

月によっては31日の月（大の月）もあるため、当該締切制度によれば、月の初日に給付を受領したものの支払が、受領から61日目又は62日目の支払となる場合がある。このような場合、結果として給付の受領後60日以内に代金が支払われないこととなるが、本法の運用に当たっては、「受領後60日以内」の規定を「受領後2か月以内」として運用しており、大の月（31日）も小の月（30日）も同じく1か月として運用しているため、支払遅延として問題とはしていない（後記「○ 役務提供委託又は特定運送委託における例外的な支払期日の起算日」の場合も、同様に運用している。）。

なお、検収締切制度を採用する場合、検査に相当日数を要する場合があるが、検査をするかどうかを問わず、受領日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に設定した支払期日に代金を支払う必要があることから、検査に要する期間を見込んだ支払制度とする必要がある。

○ やり直しをさせた場合の支払期日の起算日

中小受託事業者の給付の内容が4条明示された委託内容と異なること等があるなど、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があり、代金の支払前（受領後60日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等又は情報成果物を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日））が支払期日の起算日となる（中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして、委託事業者が費用を負担することなく、やり直しをさせることができる場合については42ページ参照。）。

○ 情報成果物作成委託における例外的な支払期日の起算日（受領日）

情報成果物作成委託では、委託事業者が作成の過程で、中小受託事業者の作成内容の確認や今後の作業の指示等を行うために情報成果物を一時的に委託事業者の支配下に置く場合がある。この時点では当該情報成果物が委託内容の水準に達し得るかどうか明らかではない場合において、あらかじめ委託事業者と中小受託事業者との間で、委託事業者が自己の支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点で給付を受領したこととすることを合意している場合には、委託事業者が当該情報成果物を自己の支配下に置いたとしても直ちに受領したものとはせず、自己の支配下に置いた日を支払期日の起算日とはしない。ただし、4条明示された納期において、当該情報成果物が委託事業者の支配下にあれば、内容の確認が終了しているかどうかにかかわらず、当該納期に受領したものとして、支払期日の起算日とする。

なお、このような取扱いとしているのは、情報成果物の場合、外形的には全く内容が分からないことから特に認めているものであり、製造委託、修理委託の場合には認められないので注意が必要である。

○ 役務提供委託又は特定運送委託における例外的な支払期日の起算日

役務提供委託又は特定運送委託では、「支払期日」の起算日は、「中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた日（役務提供に日数を要する場合は役務提供が終了した日）」であり、原則として、中小受託事業者が提供する個々の役務に対してそれぞれ「支払期日」を設定しなければならない。

ただし、個々の役務が連続して提供される役務であって、以下の①から③までの全ての要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱う。

- ① 代金の支払は、中小受託事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が4条明示されていること。

（例：支払期日欄に「毎月○日締切、翌月（翌々月）○日支払」と記載する。）

- ② 当該期間の代金の額（算定方法でも可）が4条明示されていること。

- ③ 中小受託事業者が連続して提供する役務が同種のものであること。

つまり、この場合には、締切後60日（2か月）以内に代金を支払うことが認められる。

なお、個々の役務が連続して提供される期間が1か月未満の役務提供委託又は特定運送委託の場合には、当該期間の末日に役務が提供されたものとする。

○ 金融機関の休業日

代金を毎月の特定期日に金融機関を利用して支払うこととしている場合に、当該支払日が金融機関の休業日に当たることがある。このような場合、支払日が土曜日又は日曜日に当たるなど支払を順延する期間が2日以内である場合であって、委託事業者と中小受託事業者との間で支払日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面等で合意している場合には、結果として受領日から60日（2か月）を超えて代金が支払われても問題とはしていない。

なお、順延後の支払期日が受領日から起算して60日（2か月）以内となる場合には、中小受託事業者との間であらかじめその旨書面等で合意していれば、金融機関の休業日による順延期間が2日を超えても問題とはしていない。

○ 「なお支払わないこと」

代金を「なお支払わないこと」には、「手形を交付すること」や、「金銭及び手形以外の支払手段であって当該代金の支払期日までに当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」、すなわち金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段を使用することが含まれる。

金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段とは、例えば、以下のような一括決済方式又は電子記録債権をいい、こうした支払手段を用い

る場合は支払遅延となる。

- (ア) 一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が代金の支払期日より後に到来する場合において、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するもの
- (イ) 中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等（例えば、決済手数料、振込手数料）を負担する必要があるもの

なお、満期日・決済日等が代金の支払期日以前に到来するものを使用することは認められるが、当該支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合は、支払期日までに、別途当該代金を支払う必要がある。

4－3 代金の減額の禁止（取適法第5条第1項第3号）

委託事業者が、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、発注時に定めた代金の額を減ずることを禁止するものであり、「歩引き」や「リベート」等の減額の名目、方法、金額の多少を問わず、発注後いつの時点で減じても本法違反となる。

これまでに違反とされたことのある減額の名目は、「歩引き」「仕入歩引」「不良品歩引き」「分引き」「リベート」「基本割戻金」「協定販売促進費」「特別価格協力金」「販売奨励金」「販売協力金」「一時金」「オープン新店」「協賛金」「決算」「協力金」「協力費」「値引き」「協力値引き」「協賛店値引」「一括値引き」「原価低減」「コストダウン協力金」「支払手数料」「手数料」「本部手数料」「管理料」「物流及び情報システム使用料」「物流手数料」「センターフィー」「品質管理指導料」「年間」「割引料」「金利」など、多様である。

また、仮に委託事業者と中小受託事業者との間で代金の減額等についてあらかじめ合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく代金の額を減ずる場合は本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

取引においては、中小受託事業者の立場が弱く、一旦決定された代金であっても事後に減ずるよう要請されやすいこと、一方、中小受託事業者はこのような要求を拒否することが困難であり、代金の額が減じられると、直接、中小受託事業者の利益が損なわれることから、これを防止するためである。

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、代金の額を減ずることが認められるのは、以下の場合に限られる。

ア 受領拒否にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ア)又は(イ)に該当するとき。

(ア) 当該理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(イ) 当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と異なること等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかとなるとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

イ 返品にいう中小受託事業者の責めに帰すべき理由がある場合であって、次の(ア)又は(イ)に該当するとき。

(ア) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由があるとして、その給付に係るものを引き取らせた場合（減ずる額は、その給付に係る代金の額に限られる。）

(イ) 中小受託事業者の給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らせなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が手直しをしたとき又は委託内容と異なること等若しくは納期遅れによる商品価値の低下が明らかとなるとき（減ずる額は、客観的に相当と認められる額に限られる。）。

○ 代金の額を減ずる方法

代金の額を「減ずること」には、代金から減ずる金額を差し引く方法のほか、委託事業者の金融機関口座へ減ずる金額を振り込ませる方法等も含まれる。

○ 代金の額を減ずることの例

(ア) 中小受託事業者との間で単価の引下げについて合意が成立し単価改定した場合、単価の引下げの合意日前に旧単価で発注されているものにまで新単価を遡及適用して代金の額から旧単価と新単価の差額を差し引くこと。

(イ) 消費税・地方消費税額相当分を支払わないこと。

(ウ) 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、代金の額から差し引くこと。

(エ) 委託事業者からの作成に必要な原材料等の支給の遅れ又は無理な納期指定によって生じた納期遅れ等を中小受託事業者の責任によるものとして、納期遅れによる商品価値の低下分とする額を代金の額から差し引くこと。

(オ) 代金の支払に際し、端数が生じた場合、端数を1円以上の単位で切り捨てて支払うこと。

(カ) 委託事業者の客先からのキャンセル、市況変化等により不要品となったことを理由に代金の額から不要品の対価に相当する額を差し引くこと。

- (キ) 販売拡大のために協力してほしいなどの名目をつけて、代金の額の何%かを代金の額から差し引くこと。
- (ク) 単価の引下げ要求に応じない中小受託事業者に対して、あらかじめ定められた代金の額から一定の割合又は一定額を差し引くこと。
- (ケ) 代金の総額はそのままにしておいて、数量を増加させること。

○ 代金の額を減ずることに当たらない場合

以下の場合、代金の額を「減ずること」には当たらない。

- ・ 中小受託事業者の販売した商品等の対価や貸付金等の弁済期にある債権を代金から差し引くこと。

○ システム利用料等の徴収

委託事業者が中小受託事業者に電磁的記録の提供を行うこととした場合に、システム開発費、保守費、発注情報の提供に要する費用（4条の明示義務は委託事業者にあることに留意）等の本来委託事業者が負担すべき費用をシステム利用料等として代金から徴収している場合や、システムが稼動していないのにシステム利用料等を徴収しているなど単にシステム利用料等の名目で徴収しているにすぎない場合などには、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに代金の額を減ずることに該当する。

4－4 返品禁止（取適法第5条第1号第4号）

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者から納入された物品等又は情報成果物を受領した後に、中小受託事業者に当該物品等又は情報成果物を返品すると本法違反となる。

委託事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、仮に委託事業者と中小受託事業者との間で返品することについて合意があったとしても、中小受託事業者の責めに帰すべき理由なく返品することは、本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

基本的には受領拒否の禁止規定と同じねらいであり、納入した物品等又は情報成果物を返品されることは、中小受託事業者の利益が著しく損なわれるのでこれを防止するためである。

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、中小受託事業者の給付を受領した後に中小受託事業者はその給付に係る物を引き取らせることが認められ

るのは、中小受託事業者の給付の内容が4条明示された委託内容と異なる等の場合であって、次に該当するときに限られる。

(ア) 当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合

(イ) 給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な受託取引において、当該給付の受領後の当該給付に係る代金の最初の支払時まで引き取らせる場合。(この場合にあっては、あらかじめ、当該取引の条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、当該明示と発注時の4条明示との関連付けがされていなければならない。)

※ ただし、以下のような場合は、委託内容と異なること等を理由として返品することは認められない。

① 委託内容が4条明示されておらず、又は検査基準が明確でない等のため、中小受託事業者の給付の内容が委託内容と異なることが明らかでない場合

② 検査基準を恣意的に厳しくして、委託内容と異なるなどとする場合

③ 給付に係る検査を中小受託事業者が文書により明確に委任している場合において当該検査に明らかな過失の認められる給付であっても、受領後6か月を経過した場合

④ 委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付であっても、受領後6か月（中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対し6か月を超える保証期間を定めている場合においては、それに応じて最長1年）を経過した場合

⑤ 給付に係る検査を省略する場合

⑥ 給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を中小受託事業者が文書で委任していない場合

○ 検査と返品することのできる期間

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして返品することができる期間は、中小受託事業者の給付の内容が4条明示された委託内容と異なること等（不適合）があることが直ちに発見できるものであるか否かや、検査方法によって異なる。

(ア) 直ちに発見することができる不適合がある場合

中小受託事業者の給付に直ちに発見することができる不適合がある場合、受領後速やかに返品することは認められる（この場合であっても、委託事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められない。）。

※ ただし、以下のような場合は、それぞれに記載の期間に返品することは認められる。

○ 委託事業者がロット単位で抜取検査を行っているときに合格ロット中の不良品について返品する場合：当該給付に係る代金の最初の支払時までに行う

返品（ただし、①継続的な取引の場合において、②あらかじめ返品の条件について合意がされ、その内容が明示され、かつ、③当該明示と発注時の4条明示との関連付けがされていなければならない。①～③を全て満たさない場合には、合格ロット中の不良品について返品することは認められない。）。この場合、委託事業者と中小受託事業者との間では、合格ロット内の不良品を返品することを前提に代金の額について十分な協議が行われる必要があり、これに反し、委託事業者が一方的に従来と同様の単価を設定する場合は買いたたき（本法第5条第1項第5号違反）に該当するおそれがある。また、検査を行わないで返品したり、物品を受領後、当該受領に係る最初の代金の支払時を超えて返品することは、違法な返品として本法違反となるので注意する必要がある。

○ 中小受託事業者に検査を文書により明確に委任している場合：中小受託事業者の検査に明らかな過失があつて、受領後6か月以内に返品する場合

(イ) 直ちに発見することができない不適合がある場合

中小受託事業者の給付に直ちに発見することができない不適合がある場合は、給付の受領後6か月以内に返品することは、中小受託事業者の責めに帰すべき理由があるとして認められるが、6か月を超えた後に返品すると本法違反となる。

ただし、中小受託事業者の給付を使用した委託事業者の製品について一般消費者に対して6か月を超えて保証期間を定めている場合には、その保証期間に応じ、最長1年以内であれば返品することが認められる。

4－5 買いたたきの禁止（取適法第5条第1項第5号）

委託事業者は、発注に際して代金の額を決定する際に、発注した内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比べて著しく低い額を不当に定めると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

委託事業者が中小受託事業者と代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を中小受託事業者に押し付けることは、中小受託事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するためである。

○ 「買いたたきの禁止」と本法第5条第1項第3号（代金の減額）との関係

「買いたたき」は、委託事業者が中小受託事業者に発注する時点で生ずるものであるのに対し、「製造委託等代金の減額」は、一旦決定された代金の額を事後に減ずるものである。

○ 「通常支払われる対価」とは

- (ア) 中小受託事業者の給付と同種又は類似の給付について当該中小受託事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち、市価のこと）をいう。
- (イ) 市価の把握が困難な場合は、次のような額を「通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額」として取り扱う。
 - a 中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、従前の給付に係る単価で計算された対価に比し著しく低い代金の額
 - b 中小受託事業者の給付が従前の給付と同種又は類似のものであり、当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる公表資料から把握することができる場合において、据え置かれた代金の額

○ 買ったたきに該当するか否かは、以下のような要素を勘案して総合的に判断される。

- (ア) 代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうか等の対価の決定方法
- (イ) 差別的であるかどうか等の対価の決定内容
- (ウ) 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- (エ) 当該給付に必要な原材料等の価格動向

○ 以下のような方法で代金の額を定めることは、買ったたきに該当するおそれがある。

- (ア) 多量の発注をすることを前提として中小受託事業者に見積りをさせ、その見積単価を少量の発注しかしない場合の単価として代金の額を定めること。
- (イ) 量産期間が終了し、発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価で代金の額を定めること。
- (ウ) 中小受託事業者に見積りをさせた段階より発注内容が増えたにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を代金の額として定めること。
- (エ) 一律に一定比率で単価を引き下げて代金の額を定めること。
- (オ) 委託事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で代金の額を定めること。
- (カ) 短納期発注を行う場合に、中小受託事業者に発生する費用増を考慮せずに通常の対価より低い代金の額を定めること。
- (キ) 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の中小受託事業者を差別して取り扱い、他の中小受託事業者より低い代金の額を定めること。

- (ク) 同種の給付について、特定の地域又は顧客向けであることを理由に、通常支払われる対価より低い単価で代金の額を定めること。
- (ケ) 給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価を考慮せず、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること。
- (コ) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- (サ) 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、中小受託事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で中小受託事業者へ回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと。
- (シ) 発注内容に対応するため、中小受託事業者が品質改良等に伴う研究開発費用が増加したにもかかわらず、一方的に通常支払われる対価より低い対価で代金の額を定めること。
- (ス) 金型のみを納品する取引から金型に加えて中小受託事業者のノウハウが含まれる金型設計図面等の技術資料を納品する取引に変更したにもかかわらず、代金の額の見直しをせず、従来どおりの代金の額に据え置くこと

4－6 購入・利用強制の禁止（取適法第5条第1項第6号）

委託事業者は、中小受託事業者の給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者の指定する物の購入又は役務の利用を強制することにより、中小受託事業者に購入させたり、サービス等を強制的に中小受託事業者へその対価を負担させると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

この規定は、正当な理由がある場合を除き、委託事業者が指定した物又は役務を中小受託事業者へ強制して購入・利用させることを禁止し、委託事業者が自社商品やサービス等を中小受託事業者へ押し付け販売することを防止するためである。

○ 「自己の指定する物」又は「役務」

「自己の指定する物」とは、原材料等だけでなく、委託事業者又は関連会社等が販売する物であって、中小受託事業者の購入の対象として特定した物が全て含まれる。また、「役務」とは、委託事業者又は関連会社等が提供するものであって、中小受託事業者の利用の対象となる役務が全て含まれる。

つまり、委託事業者の指定する「物」に限らず、例えば、保険、リース、インターネットプロバイダ等のサービスも含まれる。また、自社の製品やサービスだけではなく、自社の取引先である特約店・卸売店又は自社の子会社・関係会社等の製品

やサービスも含まれる。

○ 「強制して」

「強制して」購入させる又は利用させるとは、物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせていると認められる場合も含まれる。つまり、取引においては、委託事業者が任意の購入等を依頼したと思っても、中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合には、本法違反となる。

○ 以下のような方法で中小受託事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、購入・利用強制に該当するおそれがある。

- (ア) 購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に購入・利用を要請すること。
- (イ) 中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて購入・利用を要請すること。
- (ウ) 中小受託事業者に対して、購入又は利用しなければ不利益な取扱いをする旨示唆して購入・利用を要請すること。
- (エ) 中小受託事業者が購入・利用する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに購入・利用する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて購入・利用を要請すること。
- (オ) 中小受託事業者から購入する旨の申出がないのに、一方的に中小受託事業者に物を送付すること。

4－7 報復措置の禁止（取適法第5条第1項第7号）

委託事業者は、中小受託事業者が委託事業者の本法違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する主務大臣に知らせたことを理由として、その中小受託事業者に対して取引数量を減じたり、取引を停止したり、その他不利益な取扱いをすると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会、中小企業庁又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する主務大臣に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするためである。

4－8 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（取適法第5条第2項第1号）

委託事業者は、中小受託事業者の給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料を有償で自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、この有償支給原材料等を用いる給付に対する代金の支払期日より早い時期に、当該原材料等の全部又は一部の対価を中小受託事業者を支払わせたり代金から控除したりすることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

委託事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、中小受託事業者の受け取るべき代金の額を減少させ、支払遅延の場合と同様、資金繰りが苦しくなるなど中小受託事業者が不利益を被ることになるので、これを防止するためである。

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」としては、以下のような場合が考えられる。

- (ア) 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損し、又は損失したため、委託業者に納入すべき物品の製造が不可能となった場合
- (イ) 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- (ウ) 支給された原材料等を他に転売した場合

○ 「控除」

「控除」とは、代金から原材料等の対価の全部又は一部を差し引く事実上の行為をいい、その結果、支払期日に代金を全く支払わないことも含む。

なお、これは、民法上の相殺が成立したか否かとは関係がなく、そのため、「相殺」という民事法上の用語ではなく、「控除」という一般的な用語が用いられている。

○ 「自己から購入させた場合」に適用

この規定には、委託事業者が原材料等を「自己から購入させた場合」とあることから、中小受託事業者が納入すべき給付に必要な原材料等を、委託事業者以外の者から購入させた場合には本規定は適用されない。

なお、本法第5条第1項第6号（購入強制の禁止）の規定は、委託事業者から購入させた場合のほか、委託事業者以外の者から購入させた場合も適用される。

○ 早期決済にならないための留意点

原材料等を有償で支給する場合、早期決済にならないようにするためには、有償

支給原材料等を使って製造等を行い、納入される物品の代金の支払制度や検査期間、中小受託事業者の加工期間を考慮して、代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくことが大切である。

4－9 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（取適法第5条第2項第2号）

委託事業者は、中小受託事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

中小受託事業者が委託事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済上の利益を提供させられることにより、中小受託事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

○ 「金銭、役務その他の経済上の利益」

「金銭、役務その他の経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、製造委託等代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含むものである。

○ 中小受託事業者の利益を不当に害する

中小受託事業者が、「経済上の利益」を提供することが製造委託等を受けた物品等の販売促進につながるなど、直接の利益になる（経済上の利益を提供することにより実際に生じる利益が不利益を上回るもので、将来の取引が有利になるというような間接的な利益を含まない。）ものとして、自由な意思により提供する場合には「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものであるとはいえない。しかし、委託事業者の決算対策等を理由とした協賛金の要請等中小受託事業者の直接の利益とならない場合や、中小受託事業者が「経済上の利益」を提供することと、中小受託事業者の利益との関係を委託事業者が明確にしないで提供させる場合（負担額及び算出根拠、使途、提供の条件等について明確になっていない場合。虚偽の数字を示して提供させる場合も含む。）には、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとして問題となる。

○ 以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。

- (ア) 購買・外注担当者等取引に影響を及ぼすこととなる者が中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- (イ) 中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請

すること。

(ウ) 中小受託事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。

(エ) 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。

○ 知的財産権の譲渡・許諾等が発生する場合

情報成果物等の作成に関し、中小受託事業者に知的財産権が発生する場合があるが、委託事業者が中小受託事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて無償で譲渡・許諾させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。また、委託事業者が、情報成果物の二次利用について、中小受託事業者が知的財産権を有するにもかかわらず、収益を配分しなかったり、収益の配分割合を一方的に定めたり、利用を制限するなどして中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。さらに、製造委託においても、発注時に中小受託事業者の給付の内容になかった知的財産権やノウハウが含まれる技術資料を無償で提供させるなどして中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

○ システム利用料等の徴収

委託事業者が中小受託事業者に電磁的記録の提供を行うため、システム開発費等委託事業者が負担すべき費用を中小受託事業者に負担させることは本法違反となるおそれがあるが、中小受託事業者の当該電磁的記録の利用状況に応じて追加的に発生する費用について、中小受託事業者が得る利益の範囲内で中小受託事業者に負担を求めることはこの限りではない。

○ 無償での技術指導、試作品の製造等

委託事業者が中小受託事業者に対し、無償での技術指導や試作品の製造等を行わせることにより中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、不当な経済上の利益の提供要請として問題となる。

○ 型等の保管

委託事業者が、部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、中小受託事業者が所

有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）も同様である。

委託事業者は、中小受託事業者に部品等の発注を長期間行わない等の事情がある型等を保管させる場合には、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかも含めて中小受託事業者と協議の上、保管期間（型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう。）中に発生した保管費用を支払わなければならない。なお、型等の稼働状況を常に把握することが委託事業者及び中小受託事業者にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容される。

○ 運送の役務以外の役務の提供

運送の役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、運送の役務を提供させるに加えて、無償で、運送の役務以外の役務（荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等）を提供させることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当する。

また、中小受託事業者が委託事業者のために運送の役務以外の役務を提供することをあらかじめ合意していた場合や、中小受託事業者に運送の役務以外の役務を有償で提供させる場合であっても、そのような運送の役務以外の役務を提供することと中小受託事業者の利益との関係が明らかでないとき（例：附帯業務等の内容及びその対価があらかじめ明確になっていないとき）や、当該役務を提供することが中小受託事業者の直接の利益とならないとき（例：附帯業務等の対価として支払われた手数料が当該附帯業務等に通常必要な費用を上回るものでなかったとき）は、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとして本法上問題となる。

他方で、運送の役務提供委託又は特定運送委託を受けた中小受託事業者にとって運送の役務以外の役務を提供することが直接の利益になるものとして自由な意思により提供する場合には、「中小受託事業者の利益を不当に害する」ものとはいえず、当該役務を提供させても本法上問題とならない。そのため、運送の役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者は、中小受託事業者に対し、運送の役務を提供させるに加えて、運送の役務以外の役務も提供させる場合には、本法違反を未然に防止するため、その内容及びその対価等の条件（※中小受託事業者にとって当該役務の提供により実際に生じる利益が不利益を上回るものでなければならない。）についてあらかじめ明確にして、中小受託事業者との間で十分協議した上で決定し、その具体的な内容についても発注時点で明示しておくことが必要である。

4-10 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（取適法第5条第2項第3号）

委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業

者の給付の受領前（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受ける前）にその内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合は、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付のやり直しをさせることにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○ この規定が設けられたねらい

中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、委託事業者が中小受託事業者に対して、費用を負担せずに給付の内容の変更を行い、又はやり直しをさせることは、中小受託事業者に当初委託された内容からすれば必要ない作業を行わせることとなり、それにより中小受託事業者の利益が損なわれるので、これを防止するためである。

○ 「中小受託事業者の給付の内容を変更させること」と「受領後に給付をやり直させること」

「中小受託事業者の給付の内容を変更させること」とは、委託事業者が給付の受領前に、4条明示されている給付の内容を変更し、当初委託した内容とは異なる作業を行わせることである。発注を取り消すこと（契約の解除）も「給付内容の変更」に該当する。

また、「受領後に給付をやり直させること」とは、委託事業者が給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。

○ 中小受託事業者の利益を不当に害する

給付内容の変更ややり直しによって、中小受託事業者がそれまでに行った作業が無駄になり、又は中小受託事業者にとって当初委託された内容にはない追加的な作業が必要となった場合に、委託事業者がその費用を負担しないことは、中小受託事業者の利益を不当に害することとなるものである。

ただし、給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはならない。

○ 中小受託事業者の責めに帰すべき理由

「中小受託事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、委託事業者が費用を全く負担することなく、中小受託事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限られる。

(ア) 給付を受領する前に、中小受託事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(イ) 給付を受領する前に中小受託事業者の給付の内容を確認したところ、給付の

内容が4条明示された委託内容とは異なること等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合

(ウ) 中小受託事業者の給付の受領後、中小受託事業者の給付の内容が4条明示された委託内容と異なること等があるため、やり直しをさせる場合

○ 「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当する場合

以下の場合には、委託事業者が費用の全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められない。

(ア) 中小受託事業者の給付の受領前に、中小受託事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず委託事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、中小受託事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

(イ) 取引の過程において、委託内容について中小受託事業者が提案し、確認を求めたところ、委託事業者が了承したので、中小受託事業者が当該内容に基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付の内容が委託内容と異なるとする場合

(ウ) 検査基準を恣意的に厳しくして委託内容と異なること等があるとする場合

(エ) 委託内容と異なること等のあることを直ちに発見することができない給付について、受領後1年を経過した場合

ただし、委託事業者の保証期間が1年を超える場合において、委託事業者と中小受託事業者がそれに応じた保証期間を定めている場合は除く。

(注) 通常の検査で直ちに発見できる不適合の場合、発見次第速やかにやり直しをさせる必要があることはいうまでもない。

○放送番組等の情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、中小受託事業者が作成した情報成果物が委託事業者の当初委託した内容を満たしているかどうかは、委託事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を正確に4条明示することが不可能な場合がある。このような場合において、委託事業者が、給付の受領の前後を問わず、4条明示された内容上は必ずしも明確ではないが中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なる等とし、やり直し等をさせることは、委託事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について中小受託事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、本法違反とならない。ただし、委託事業者が一方的に負担割合を決定することにより中小受託事業者の利益を不当に害する場合には、本法違反となる。

なお、この場合においても、前記「○「不当な給付内容の変更」又は「不当なやり直し」に該当する場合」の(ア)から(エ)に該当する場合には、委託事業者が費用の

全額を負担することなく、中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること等があることを理由としてやり直し等を要請することは認められない。

○4条明示と取引記録の保存

取引の過程で、4条明示されている給付の内容を変更し又は明確化した場合に、委託事業者は、委託内容が明確でないことに起因する本法違反を未然に防止するため、これらの内容を中小受託事業者に明示する必要がある、なおかつ、本法第7条の規定に基づき作成・保存しなければならない書類等の一部として保存する必要がある。

また、情報成果物作成委託においては、事前に給付の内容を正確に4条明示することが不可能な場合に、4条明示された内容上は必ずしも明確ではないが中小受託事業者の給付の内容が当初委託した内容と異なること等があるとし、やり直し等をさせた際には、委託事業者は、これらの内容を記載した書類等を作成し、保存する必要がある。

なお、当初委託した内容と異なる作業を要請することが新たな製造委託等をしたと認められる場合には、改めて4条明示する必要がある。

4-11 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（取適法第5条第2項第4号）

委託事業者は、中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することにより、中小受託事業者の利益を不当に害すると本法違反となる。

○この規定が設けられたねらい

委託事業者が中小受託事業者との交渉力の差に乘じ、代金の額に関する協議に応じず又は対等な協議のために前提となる説明や情報提供を行わず、委託事業者が決定した額を押し付けることは、中小受託事業者の自由かつ自主的な判断が阻害されることとなり、それにより中小受託事業者の利益が損なわれるので、これを防止するためである。

○中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合

「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引き下げを求

められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。

○「中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」

「中小受託事業者が代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合をいう。

なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められるような場合を含む。協議を希望する意図が客観的に認められるような場合としては、例えば、中小受託事業者が委託事業者に対し、従来の単価を引き上げて計算した見積書等を提示した場合がこれに当たる。

○「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」

「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。

なお、中小受託事業者の求めた事項が代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、当該事項に応じなくとも、「必要な説明若しくは情報の提供をせず」とはいえない。

○「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する場合

中小受託事業者の給付に関し代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、次のような方法を取り、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、代金の額が定められた場合には、通常は、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定するものといえ、「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」に該当する。なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。

(ア) 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと

- (イ) 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること
- (ウ) 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること
- (エ) 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること

○受託事業者の利益を不当に害することとならない場合

多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、受託事業者の利益を不当に害するものであるとはいえない。

5. 立入検査・改善勧告・罰則等

ア 報告・立入検査

(ア) 公正取引委員会

公正取引委員会は、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(イ) 中小企業庁

中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

(ウ) 当該製造委託等に関する取引に係る事業の所管官庁

製造委託等に関する取引に係わる事業を所管する大臣（例：運送・・・国土交通省、テレビ放送・・・総務省）も、中小企業庁の調査に協力するため、所管事業を営む委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者の事業所等で立入検査を行わせることができる。

（注）公正取引委員会と中小企業庁では、委託事業者及び当該委託事業者と取引のある中小受託事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして違反行為の発見に努めてきている。

イ 指導及び助言・勧告等

(ア) 指導及び助言等

公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

また、公正取引委員会、中小企業庁及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報で、製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると認められるものを相互に提供することができる。

なお、公正取引委員会は、必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(イ) 勧告等

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して違反行為の是正やその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。勧告した場合は原則として事業者

名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

中小企業庁長官は、違反委託事業者に対して、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

委託事業者が公正取引委員会の勧告に従わない場合には、独占禁止法に基づく排除措置命令や課徴金納付命令が行われることがある。

なお、委託事業者の自発的な改善措置が、中小受託事業者の受けた不利益を早期に回復させることに役立つことから、公正取引委員会又は中小企業庁が当該違反行為に係る調査に着手する前に、委託事業者から当該違反行為の自発的な申出がなされ、かつ、一定の事由が認められた場合には、勧告（公正取引委員会）又は措置請求（中小企業庁）を行わないこととしている。

ウ 罰則

罰則は両罰規定であり、以下のような場合は、代表者・行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられることになる（50 万円以下の罰金）。

（ア）発注内容等の明示義務違反

※ 電磁的方法により明示した場合においても、中小受託事業者から書面の交付の求めがあれば、遅滞なく書面を交付しなければならない。

（イ）書類等の作成・保存義務違反

（ウ）報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告

（エ）立入検査の拒否、妨害、忌避

5－1 措置請求（取適法第9条）

中小企業庁は、違反委託事業者に対して、行政指導を行うとともに、公正取引委員会に対し措置請求を行うことができる。

5－2 改善勧告（取適法第10条）

公正取引委員会は、違反委託事業者に対して違反行為の改善措置等を採用よう勧告、警告等の行政指導を行う。

なお、勧告した場合は、原則として事業者名、違反事実の概要、勧告の概要等を公表することとしている。

○勧告の例

- ・受領拒否：受領するよう勧告
- ・支払遅延：対価を支払うよう勧告、及び遅延利息（14.6%）を支払うよう勧告
- ・代金の減額：減じた額の支払いを勧告
- ・返品：返品した物を引き取るよう勧告
- ・買ったたき：代金額を引き上げるよう勧告
- ・購入・利用強制：購入させた物を引き取るよう勧告

- ・ 報復措置：不利益な取扱いをやめるよう勧告
- ・ 早期決済
- ・ 不当な利益の提供要請
- ・ 不当なやり直し等
- ・ 協議に応じない一方的な対価の決定

受託事業者の利益を保護するために
必要な措置を採るよう勧告

5－3 報告・立入検査（取適法第12条）

① 公正取引委員会及び中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

② 取引に係る事業の所管官庁（国土交通省他）

委託事業者又は中小受託事業者の営む事業を所管する官庁も、中小企業庁の調査に協力するため、所管事業を営む委託事業者・中小受託事業者の双方に対し、受託取引に関する報告をさせ、立入検査を行うことができる。

5－4 罰則（取適法第14条～第16条）

罰則は「両罰規定」であり、次のような場合は、行為者（担当者）個人が罰せられるほか、会社（法人）も罰せられる（50万円以下の罰金）。

① 発注内容等の明示義務違反

※電磁的方法により明示した場合においても、中小受託事業者から書面の交付の求めがあれば、遅滞なく書面を交付しなければならない。

② 書類等の作成・保存義務違反

③ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告

④ 立入検査の拒否、妨害、忌避

6. 取適法が適用されない取引に対する独占禁止法の適用について

6－1 独占禁止法の優越的地位の濫用

前述した資本金基準や取引内容の要件を欠くために、取適法が適用されない場合であっても、取適法で禁止される行為を行えば、独占禁止法の不公正な取引方法の1つである

「優越的地位の濫用」（独占禁止法第2条第9項第5号）に該当するおそれがある。

独占禁止法における優越的地位の濫用における「優越的地位」については、取適法のように委託事業者と中小受託事業者といった取引上の立場や事業者の規模で決定されるのではなく、次項に示すように、実際に取引上の優越的な地位にあるかどうかによって判断されるものである。

なお、優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方を明確化するため、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）が策定されているので、詳細についてはこれを参照すること。

優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方

（平成22年11月30日公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/hourei_files/yuuetsutekichii.pdf

6－2 優越的地位

優越的地位の濫用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、相手方に不利益を与えることをいう。

取引上優越した地位にあるとは、取引の相手方にとって当該取引先に対する取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該事業者の要請が自己にとって著しく不利益なものであっても、これを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、当該取引先に対する取引依存度、当該取引先の市場における地位、取引先変更の可能性、その他取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮することとされている。

6－3 濫用行為

独占禁止法の優越的地位の濫用行為には取適法の禁止事項と類似の行為もある。

1) 独占禁止法第2条第9項第5号イ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、取引に係る商品又は役務以外の商品を購入させたり、役務を利用させたりすることをいう。

問題となる場合：

「購入・利用強制」

取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入・利用を要請する際、次の場合には問題となる。

- 相手方が、事業遂行上必要としない商品等の購入・利用の要請を、今後の取引に与える影響を懸念して受け入れざるを得ない場合

2) 独占禁止法第2条第9項第5号ロ

継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む）に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることをいう。

問題となる場合：

「協賛金等の負担の要請」「従業員等の派遣の要請」

金銭の負担や従業員等の派遣を要請する際、次のいずれかの場合には問題となる。

- 相手方があらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合
- 相手方が得る直接の利益※等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、当該相手方に不利益を与えることとなる場合
- ※ 相手方の売上げ増加となるような場合など実際に生じる利益

「その他経済上の利益の提供の要請」

協賛金等、従業員派遣等以外の経済上の利益の無償提供を要請する際、次の場合には問題となる。

- 正当な理由のない要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

3) 独占禁止法第2条第9項第5号ハ

取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒むこと、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後、当該商品を当該取引の相手方に引き取らせること、取引の相手方に対して取引の対価の支払いを遅らせることやその額を減じること、その他取引の相手方に不利益となるような取引条件の設定、変更又は取引を実施することをいう。

問題となる場合：

「受領拒否」

購入契約をした商品の全部又は一部の受領を拒む際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない受領拒否であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「返品」

受領した商品を返品する際、次のいずれかの場合には問題となる。

○相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合

○正当な理由のない返品であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「支払遅延」

契約で定めた支払期日に対価を支払わない際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない支払遅延であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「減額」

契約で定めた対価を減額する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のない減額であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「取引の対価の一方的決定」

一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する際、次の場合には問題となる。

○相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

「やり直しの要請」

受領後の商品又は役務のやり直しを要請する際、次の場合には問題となる。

○正当な理由のないやり直しの要請であって、相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

6－4 優越的地位の濫用行為に対する措置

公正取引委員会によって優越的地位の濫用と判断されると、公正取引委員会から排除措置命令を受ける。さらに、課徴金納付命令を受ける場合がある。

課徴金が課せられるのは、上記濫用行為が継続された場合に限られる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から濫用行為がなくなるまでの期間である。この期間が3年を超える場合は、その行為がなくなる日から遡って3年間とされている。

課徴金の算定率は、優越的地位の濫用行為を受けた相手方との取引額の 1 %である。

7. 取適法が適用される取引の独占禁止法の適用について

6-1 のとおり、独占禁止法の優越的地位の濫用行為と取適法違反行為とは重なる部分もあり、両方に該当するという場合、どちらの法律を適用するかという問題が生じる。

ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と取適法の双方が適用可能な場合には、通常、取適法を適用することとなる。

取適法違反により勧告等がなされた場合、勧告に従う限り、当該違反行為について独占禁止法は適用しないことになる（取適法第11条）。

いずれにしても優越的地位の濫用に該当する行為も取適法違反行為も行ってはならないということに変わりはない。

8. その他受託取引において留意すべき事項について

ここまで述べた取適法及び独占禁止法の規定に加えて、受託中小企業振興法による振興基準は、受託中小企業振興法第3条第1項の規定に基づき、委託事業者及び中小受託事業者双方が適正な利益を得てサプライチェーン全体の競争力向上につなげていく共存共栄の関係を築くことを目指し、受託取引における中小受託事業者の事業運営の方向性、委託事業者が行う発注等の在り方等を示すことにより、受託中小企業の振興を図ろうとするものである。

鉄道車両産業を所管する国土交通大臣は中小受託事業者又は委託事業者に対して、振興基準に定める事項について、同法第4条の規定に基づく「指導・助言」を行うこととなる。

そのため、鉄道車両産業界においても当該基準を適宜参照の上、業界団体による「自主行動計画」の策定又は改定を行うなど、取引の改善に努めていくことが期待される。

・受託中小企業振興法第3条第1項の規定による振興基準（令和7年10月1日）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/251002_01.pdf

9. 鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等との取引

鉄道事業者は、鉄道車両製造事業者等をパートナーとして再認識したうえで、相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現が重要である。

具体的には「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化パッケージ（内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）」を踏まえ、鉄道事業者と鉄道車両製造事業者等の間の協議の下、原材料費、労務費等のコストおよび適正利益を適切に反映した鉄道車両及び鉄道車両用機器の価格となるように努めることが望まれる。

適正な鉄道車両及び鉄道車両用機器の価格を実現することで、鉄道車両製造事業者等による更なる生産性向上設備への投資や、鉄道事業者側のニーズに応じるための技術開発などが可能となり、長期的には相互信頼関係の一層の強化並びにサプライチェーン全体における付加価値向上及び共存共栄の実現につながるものと考えられる。

10. 望ましい取引慣行

10-1 各業種の取引適正化ガイドライン

鉄道車両産業における適正な取引の実現のため、他産業がそれぞれ取引適正化のため策定しているガイドラインも参考として取引の内容を再点検し、必要な改善策を講じることが有益である。中小企業庁のホームページでは各取引適正化ガイドラインを一覧にしてまとめている。

各業種の取引適正化ガイドライン：

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm>

1 1. ガイドラインの周知等

鉄道車両産業における適正取引をこれまで以上に広く浸透させるためには、鉄道車両製造事業者等、協力会社、鉄道事業者等の「企業」、業種別の「団体」、国土交通省をはじめとする「行政」がそれぞれ適正取引を推進するための体制を一層充実させるとともに、これらが密接に連携して一体となって課題解決に向けた以下の取組等を継続的に行うことが必要である。

(1) サプライチェーン全体を視野に入れた周知徹底活動の強化

① 社内関係部局への徹底

各社においては、調達部門を中心として、関係法令の遵守のための担当部署の設置、各関係部門での責任者の明確化等の取組を充実させるとともに、営業部門、技術開発部門、生産管理部門等、取引に関わる全ての関係者に対象を幅広く拡大し、社内全体に適正取引推進のための取組を周知徹底することが必要である。

また、直接の取引関係がある企業に対しては、関連法令の遵守を含めた適正取引を推進することが必要である。

② 業界団体や行政を通じた周知徹底活動の充実・強化

業界団体においても、本ガイドラインの内容を普及させるため、企業を対象とした説明会等を開催する他、規模の小さい企業は、社内教育体制も十分に整備されておらず、取適法や独占禁止法に関する担当者の理解が十分ではない場合も多いと考えられるため、こうした企業に対しても本ガイドラインの周知徹底に努めていくことが必要である。

国土交通省においても、例えば、本ガイドラインで示された適正取引についての説明にあたって担当官の派遣、説明会の開催、ホームページの活用等を通じて、上記の各社・業界団体の周知徹底のための取組を積極的に支援することが重要である。

(2) 定期的なフォローアップの実施

業界団体においては、上記の点を中心に、その構成各社の取組の状況について定期的に把握し、業界全体として適正取引を推進していくことが必要である。

上記の業界団体の定期的な実態把握や取組の状況については、国土交通省等の行政機関が定期的にフォローアップを行うことにより、適正取引の推進の実効性を高めるとともに、必要に応じて、ガイドラインの改訂を行う。

1 2. 参考資料

12-1 取適法についての問い合わせ窓口

取適法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせのこと。

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館8棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 下請課

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 下請課

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 下請課

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 下請課

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 下請課

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 下請課

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 下請課

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

中小企業庁 事業環境部 取引課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1
TEL 03(3501)1732(直)
<https://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
TEL 011(700)2251(直)

東北経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟
TEL 022(217)0411(直)

関東経済産業局 産業部適正取引推進課

〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館
TEL 048(600)0325(直)

中部経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL 052(951)2860(直)

近畿経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館
TEL 06(6966)6037(直)

中国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館
TEL 082(224)5745(直)

四国経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館
TEL 087(811)8564(直)

九州経済産業局 産業部中小企業課 取引適正化推進室

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎
TEL 092(482)5450(直)

沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0035(直)

12-2 「取引かけこみ寺」

「取引かけこみ寺」は、中小企業庁の委託事業として、平成20年4月1日から公益財団法人全国中小企業振興機関協会（以下「全国協会」という）が全国規模で実施している事業である。

「取引かけこみ寺」事業は、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、

- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施、
- ③ 「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、取引適正化の推進を行うものである。

実施体制は、全国協会が「取引かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47の各都道府県中小企業振興機関協会は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

<業務の内容>

①各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。

②裁判外紛争解決手続（ADR業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続き（ADR）を行う。

③取引適正化ガイドラインの普及啓発

「受託適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催している。

また、平成26年10月には、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置した。

さらに、全国の商工会・商工会議所等においても、取引かけこみ寺との連携強化を図り、事業者が身近な場所で原材料・エネルギーコスト増に関する相談ができるよう、相談受付体制を強化している。

<公益財団法人全国中小企業振興機関協会 取引かけこみ寺本部>

〒104-0033 東京都中央区新川2丁目1番9号 石川ビル2階・3階

電話：03-5541-6655、0120-300-217（消費税転嫁専用フリーダイヤル）

FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

中小企業 小規模事業者 フリーランス の皆さん

取引上の悩み 抱えていませんか？

代金の未払い
支払遅延

不当な経済上の
利益提供

代金の減額
値引き

買ったとき

不当な
やり直し

不当な
受取拒否

価格交渉
一方的な代金決定

知的財産権
の侵害

官公需

不当な返品



悩んだらここに相談を！

これまでの「下請かけこみ寺」は2026年1月1日より「取引かけこみ寺」に名称変更しました。

取引かけこみ寺

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>



相談無料

全国48か所

秘密厳守

匿名相談可能

☎ 0120-418-618

【受付時間】平日 9:00-12:00 / 13:00-17:00 (土日・祝日・年末年始を除く)携帯電話からもご利用になれます。お近くの「取引かけこみ寺」につながります。



「取引かけこみ寺」では、中小企業・小規模事業者・フリーランスの皆さんが抱える取引上の悩み相談をお受けします。問題解決に向けて、専門の相談員や弁護士がアドバイスを行います。



中小企業庁委託事業

(公財)全国中小企業振興機関協会

CASE

1

代金の未払い・支払遅延

- 支払日を約定しているのに当日支払いがなかった。
- 取引先の事務処理手続が遅れたことを理由に支払日に支払われなかった。
- 納品後の受入れ検査に時間がかかったため、締日に間に合わず、支払が翌月回しになった。
- 取適法の対象取引において、支払い期日が60日以内にも関わらず、支払い期日が経過しており、資金繰りが厳しい。



CASE

2

買いたたき

- 取引先の社内予算単価が低減されたことを理由に、発注単価を一方的に引き下げられた。
- 発注単価がここ10年間、据え置かれている。
- 取引先の社内コスト引下げへの協力のため、一律一定額の引下げを指示された。
- 急ぎの品ということで、土日なく作業をして仕上げたが代金は通常のままだった。



CASE

3

代金の減額・値引き

- 発注者が事業不振のため、「協力」を理由に代金額から一定額を差し引かれた。
- 「出精値引き」と称して発注者が一方的に代金額を差し引いた。
- 原材料価格が下落したために受注価格の値下げに応じたが、過去半年に遡って適用された。

※順番の変更



CASE

4

価格交渉・一方的な代金決定

- 人件費等の増加分を発注価格に盛り込みたいと発注者に求めたが、交渉に応じない。
- 代金の引き上げについて協議を求めたが、回答を引き延ばされ、協議に応じない。
- 相手方から代金の引き下げを要請され、引き下げの理由の説明を求めても、具体的な理由の説明や根拠資料の提供がなく、一方的に代金が引き下げられた。



こんな悩みを抱えていたら、取引かけこみ寺へご相談を！

地方公共団体における官公需（契約・取引）に関する相談があった場合には、該当する地方公共団体の相談窓口をご紹介します。

CASE

5

不当なやり直し

- 発注内容が途中で変更され、追加作業が発生したにも関わらず、受注代金は変更されなかった。
- 納品後に仕様変更があり、追加的な作業を無償でさせられた。
- 検査基準の明示がないまま不良品とされ、手直いをさせられた。

※順番の変更



CASE

6

不当な受取拒否・返品

- 在庫の余剰を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- 発注者の取引先からの納品延期を理由に、受注部品を受領してくれなかった。
- 不良品の基準を知らされていないため、なぜ不良品となるのかわからない。
- 発注品のブランド品をOEM製造しているが、市場で売れ残ったことを理由に引き取りを強要された。



CASE

7

不当な経済上の利益提供

- 量産終了から定期間が過ぎた後に、長期間発注を行わないで、無料で金型、木型等の型・治具を保管させられた。
- 貨物運輸を委託している相手に取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせられた。



CASE

8

知的財産権の侵害

- 図面の開示を求められたので応じたところ、その図面を使って他会社に発注されてしまった。
- WEBデザインの制作を受注し、制作後確認依頼のため提出したが、当該制作物を発注者が無断で第三者に売り渡してしまった。
- 試作品の製造を発注して作業したが、完成後に当社の独自ノウハウに関する部分も無償提供を要求された。



無料相談

全国48か所に設置された「取引かけこみ寺」では、中小企業等の取引上の悩みの相談に企業間取引や取適法などに詳しい**相談員**や**弁護士**が**無料**で相談に応じています。

秘密は厳守します。

悩みが大きくなる前にお近くの「取引かけこみ寺」にまずはご相談ください。

- 相談は、業種を問わず、中小企業等の皆さまからの「取引に関する相談」であれば、お話を伺います。
- 相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱いますので、安心してご相談ください。
トラブルの相手先への連絡も当然いたしません。
- 匿名でも相談を行うことができます（弁護士への相談を除く）。

※取引あっせん、経営、技術、金融、労働、交通事故等、一般の法律相談に関する相談は、お受けできません。
※悩みの相談に対して助言等を行います、相談者に代って手続、対応は行いません。



相談無料



全国48か所

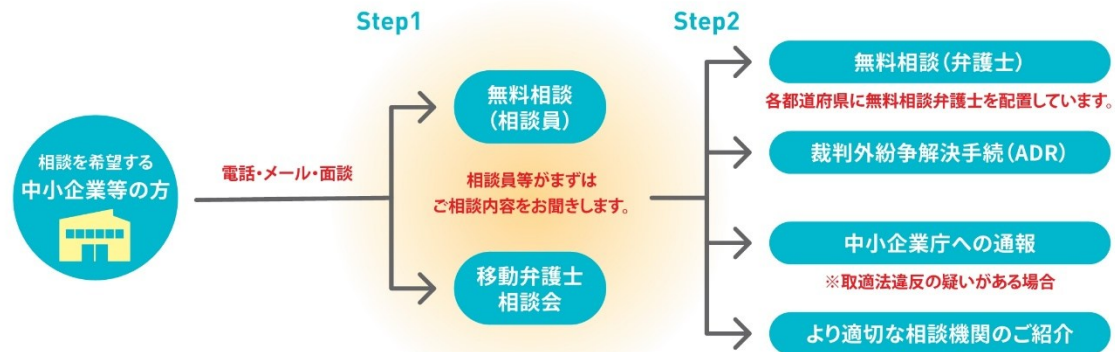


秘密厳守



匿名相談可能

相談の流れ



取引かけこみ寺一覧



相談無料/全国48か所/秘密厳守/匿名相談可能

フリーダイヤル **0120-418-618**

【受付時間】平日9:00~12:00 / 13:00~17:00（土日・祝日・年末年始を除く）お近くの「取引かけこみ寺」につながります。

本部：(公財)全国中小企業振興機関協会 ……	03-5541-6655	(公財)ふくい産業支援センター ……	0776-67-7426
(公財)北海道中小企業総合支援センター ……	011-232-2408	(公財)滋賀県産業支援プラザ ……	077-511-1413
(公財)21あおもり産業総合支援センター ……	017-775-3234	(公財)京都産業21 ……	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター ……	019-631-3822	(公財)大阪産業局 ……	06-4256-3502
(公財)みやぎ産業振興機構 ……	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター ……	078-977-9109
(公財)あきた企業活性化センター ……	018-860-5622	(公財)奈良県地域産業振興センター ……	0742-36-8311
(公財)やまがた産業支援機構 ……	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団 ……	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター ……	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構 ……	0857-52-6703
(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構 ……	029-224-5318	(公財)しまね産業振興財団 ……	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター ……	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団 ……	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構 ……	027-265-5027	(公財)ひろしま産業振興機構 ……	082-240-7703
(公財)埼玉県産業振興公社 ……	048-783-4440	(公財)やまぐち産業振興財団 ……	083-902-3722
(公財)千葉県産業振興センター ……	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構 ……	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社 ……	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団 ……	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター ……	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団 ……	089-960-1268
(公財)にいがた産業創造機構 ……	025-384-0857	(公財)高知県産業振興センター ……	088-845-6600
(公財)長野県産業振興機構 ……	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター ……	092-260-6017
(公財)やまなし産業支援機構 ……	055-243-8037	(公財)佐賀県産業振興機構 ……	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団 ……	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団 ……	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構 ……	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団 ……	096-289-0311
(公財)岐阜県産業経済振興センター ……	058-277-1082	(公財)大分県産業創造機構 ……	097-534-5300
(公財)三重県産業支援センター ……	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構 ……	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構 ……	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター ……	099-219-1274
(公財)石川県産業創出支援機構 ……	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社 ……	098-859-6237

12-3 参照条文

○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、製造委託等に関し、中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等を防止することによつて、委託事業者の中小受託事業者に対する取引を公正にするとともに、中小受託事業者の利益を保護し、もつて国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出発すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に出発することをいう。

2 この法律で「修理委託」とは、事業者が業として請け負う物品の修理の行為の全部又は一部を他の事業者に出発すること及び事業者がその使用する物品の修理を業として行う場合にその修理の行為の一部を他の事業者に出発することをいう。

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出発すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に出発することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に出発すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5 この法律で「特定運送委託」とは、事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者に出発することをいう。

6 この法律で「製造委託等」とは、製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託をいう。

7 この法律で「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

8 この法律で「委託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号及び第五号並びに次項第一号、第二号及び第五号において同じ。）をするもの

二 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え三億円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し製造委託等をするもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号及び第六号並びに次項第三号、第四号及び第六号において同じ。）をするもの

四 資本金の額又は出資の総額が千万円を超え五千万円以下の法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの

五 常時使用する従業員の数が三百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者に対し製造委託等をするもの（第一号又は第二号に該当する者がそれぞれ次項第一号又は第二号に該当する者に対し製造委託等をする場合を除く。）

六 常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者（国及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をするもの（第三号又は第四号に該当する者がそれぞれ次項第三号又は第四号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除

く。)

9 この法律で「中小受託事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

二 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第二号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第四号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

五 常時使用する従業員の数が三百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第五号に規定する委託事業者から製造委託等を受けるもの

六 常時使用する従業員の数が百人以下の個人又は法人たる事業者であつて、前項第六号に規定する委託事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

10 資本金の額若しくは出資の総額が千万円を超える法人又は常時使用する従業員の数が百人を超える法人たる事業者から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受け、かつ、その事業者から製造委託等を受ける法人たる事業者が、その製造委託等に係る製造、修理、作成、提供又は運送の行為の全部又は相当部分について再委託をする場合（第八項第一号、第二号又は第五号に該当する者がそれぞれ前項第一号、第二号又は第五号に該当する者に対し製造委託等をする場合及び第八項第三号、第四号又は第六号に該当する者がそれぞれ前項第三号、第四号又は第六号に該当する者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託をする場合を除く。）において、再委託を受ける事業者が、役員の任免、業務の執行又は存立について支配をし、かつ、製造委託等をする当該事業者から直接製造委託等を受けるものとすれば同項各号のいずれかに該当することとなる事業者であるときは、この法律の適用については、再委託をする事業者は委託事業者と、再委託を受ける事業者は中小受託事業者とみなす。

11 この法律で「製造委託等代金」とは、委託事業者が製造委託等をした場合に中小受託事業者の給付（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、役務の提供。以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（製造委託等代金の支払期日）

第三条 製造委託等代金の支払期日は、委託事業者が中小受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からそ

の委託に係る役務の提供を受けた日。以下同じ。) から起算して、六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 製造委託等代金の支払期日が定められなかつたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日が、前項の規定に違反して製造委託等代金の支払期日が定められたときは委託事業者が中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日の前日が、それぞれ製造委託等代金の支払期日と定められたものとみなす。

(中小受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第四条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付の内容、製造委託等代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により中小受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により中小受託事業者に対し明示しなければならない。

2 委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、中小受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(委託事業者の遵守事項)

第五条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあっては、第一号及び第四号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領を拒むこと。

二 製造委託等代金をその支払期日の経過後なお支払わないこと（当該製造委託等代金の支払について、手形を交付すること並びに金銭及び手形以外の支払手段であつて当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することを含む。）。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること。

四 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付を受領した後、中小受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五 中小受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い製造委託等代金の額を不当に定めること。

六 中小受託事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 委託事業者についてこの条の規定に違反する事実があると認められる場合に中小受託事業者が公正取引委員会、中小企業庁長官又はその製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣に対しその事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。

2 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、次に掲げる行為（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、第一号に掲げる行為を除く。）をすることによつて、中小受託事業者の利益を不当に害してはならない。

一 自己に対する給付に必要な半製品、部品、附属品又は原材料（以下この号において「原材料等」という。）を自己から購入させた場合に、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該原材料等を用いる給付に対する製造委託等代金の支払期日より早い時期に、支払うべき製造委託等代金の額から当該原材料等の対価の全部若しくは一部を控除し、又は当該原材料等の対価の全部若しくは一部を支払わせること。

二 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、中小受託事業者の給付の内容を変更させ、又は中小受託事業者の給付を受領した後（役務提供委託又は特定運送委託の場合にあつては、中小受託事業者からその委託に係る役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。

四 中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること。

（遅延利息）

第六条 委託事業者は、製造委託等代金の支払期日までに製造委託等代金を支払わなかつたときは、中小受託事業者に対し、中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 委託事業者は、中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の額を減じたときは、中小受託事業者に対し、製造委託等代金の額を減じた日又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過した日のいずれか遅い日から当該減じた額の支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該減じた額に公正取引委員会規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(書類等の作成及び保存)

第七条 委託事業者は、中小受託事業者に対し製造委託等をした場合は、公正取引委員会規則で定めるところにより、中小受託事業者の給付、給付の受領（役務提供委託又は特定運送委託をした場合にあつては、中小受託事業者から役務の提供を受けたこと）、製造委託等代金の支払その他の事項について記載し又は記録した書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十四条第三号において同じ。）を作成し、これを保存しなければならない。

(指導及び助言)

第八条 公正取引委員会、中小企業庁長官又は製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、委託事業者に対し、指導及び助言をすることができる。

(中小企業庁長官の請求)

第九条 中小企業庁長官は、委託事業者について第五条の規定に違反する事実があるかどうかを調査し、その事実があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

(勧告)

第十条 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該行為をした委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により当該行為に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該行為に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。次項及び次条において

「違反委託事業者」という。）に対し、速やかにその中小受託事業者の給付を受領し、その製造委託等代金若しくはその減じた額若しくは第六条の規定による遅延利息を支払い、その給付に係る物を再び引き取り、その製造委託等代金の額を引き上げ、若しくはその購入させた物を引き取るべきこと若しくはその不利益な取扱いをやめるべきこと又はその中小受託事業者の利益を保護するための措置をとるべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

2 公正取引委員会は、第五条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、違反委託事業者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十条及び第二十条の六の規定は、公正取引委員会が前条の規定による勧告をした場合において、違反委託事業者が当該勧告に従つたときに限り、当該

勧告に係る行為については、適用しない。

（報告及び検査）

第十二条 公正取引委員会は、委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）の中小受託事業者（中小受託事業者（法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供等）

第十三条 公正取引委員会、中小企業庁長官及び製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、この法律の施行に必要な限度で、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報であつて、委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引を公正にし、又は中小受託事業者の利益を保護するため特に必要であると

認められるものを相互に提供することができる。

2 公正取引委員会は、この法律の施行に必要な限度で、関係行政機関の長に対し、委託事業者又は中小受託事業者に関する情報の提供その他必要な協力を求めることができる。

(罰則)

第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした委託事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定に違反して明示すべき事項を明示しなかつたとき。

二 第四条第二項の規定に違反して書面を交付しなかつたとき。

三 第七条の規定に違反して、書類若しくは電磁的記録を作成せず、若しくは保存せず、又は虚偽の書類若しくは電磁的記録を作成したとき。

第十五条 第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

○受託中小企業振興法（昭和 45 年法律第 145 号）（抄）

(目的)

第一条 この法律は、製造委託等を受ける中小企業者の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるとともに、受託中小企業振興協会による受託取引のあつせん等を推進することにより、受託取引に係る関係を改善して、受託取引に係る関係にある中小企業者が自主的にその事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう受託中小企業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「製造委託等」とは、事業者が他の事業者に対し次の各号のいずれかに掲げる行為を委託することをいう。

一 その者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造又はその者が業として使用し若しくは消費する物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造

二 その者が業として行う販売又は業として請け負う製造の目的物たる物品又はその半製品、部品、附属品若しくは原材料の製造のための設備又はこれに類する器具の製造（前号に掲げるものを除く。）又は修理

三 その者が業として請け負う物品の修理の行為の全部若しくは一部又はその者が

その使用する物品の修理を業として行う場合におけるその修理の行為の一部（前号に掲げるものを除く。）

四 その者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部又はその者が業として使用する情報成果物の作成の行為の全部若しくは一部

五 その者が業として行う提供の目的たる役務を構成する行為の全部又は一部

六 その者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部

2 この法律において「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。）

二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの

三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類するもので政令で定めるもの

3 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

4 この法律において「委託事業者」とは、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より小さい法人たる中小企業者又は常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し第一項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より小さい中小企業者に対し同項各号のいずれかに掲げる行為を委託することを業として行うものをいう。

5 この法律において「中小受託事業者」とは、中小企業者のうち、法人にあつては資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい法人若しくは個人から委託を受けて第一項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うもの、個人にあつては常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて同項各号のいずれかに掲げる行為を業として行うものをいう。

6 この法律において「受託取引」とは、委託事業者から中小受託事業者が製造委託等を受ける取引をいう。

7 この法律において「特定中小受託事業者」とは、中小受託事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の委託事業者との受託取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるもの（以下「特定受託取引への依存の状態」という。）にあるものをいい、「特定委託事業者」とは、特定中小受託事業者についての当該特定の委託事業者をいう。

8 この法律において「特定連携事業」とは、二以上の特定中小受託事業者が有機的に連携し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。）を有効に活用して、新たな製品又は情報成果物の開発又は生産若しくは作成、新たな役務の開発又は提供、製品又は情報成果物の新たな生産若しくは作成又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、特定委託事業者以外の者との受託取引その他の取引を開始し又は拡大し、当該特定中小受託事業者のそれぞれの事業活動において特定受託取引への依存の状態の改善を図る事業をいう。

（振興基準）

第三条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
- 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
- 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
- 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
- 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
- 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
- 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
- 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

3 振興基準は、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第五項に規定する小規模企業者の受託取引の実態その他の事情を勘案して定めなければならない。

4 経済産業大臣は、振興基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（指導等）

第四条 主務大臣は、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする